

(改正後全文)

障障発第 0402001 号
平成 19 年 4 月 2 日
一部改正 障障発第 0518001 号
平成 19 年 5 月 18 日
一部改正 障障発第 0328002 号
平成 20 年 3 月 28 日
一部改正 障障発第 0331006 号
平成 21 年 3 月 31 日
一部改正 障障発 0928 第 1 号
平成 23 年 9 月 28 日
一部改正 障障発 0330 第 6 号
平成 24 年 3 月 30 日
一部改正 障障発 0727 第 1 号
平成 24 年 7 月 27 日
一部改正 障障発 0329 第 7 号
平成 25 年 3 月 29 日
一部改正 障障発 0331 第 3 号
平成 27 年 3 月 31 日
一部改正 障障発 0904 第 1 号
平成 27 年 9 月 4 日
一部改正 障障発 0331 第 8 号
平成 29 年 3 月 31 日
一部改正 障障発 0410 第 1 号
平成 30 年 4 月 10 日
一部改正 障企発 0507 第 3 号
障障発 0507 第 1 号
障精発 0507 第 6 号
令和元年 5 月 7 日
最終改正 障障発 0330 第 2 号
令和 3 年 3 月 30 日

各都道府県障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課長

就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について

日頃より障害保健福祉行政に御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、今般、障害者の就労支援を推進するため、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）により就労移行支援、就労継続支援（A 型、B 型）を創設するとともに、現行の施設についても工賃実績の報告などを求めることとしたところです。

つきましては、これらの事業の実施に当たって、下記の点に御留意いただきますようお願い申し上げます。

なお、本通知については、職業安定局及び人材開発統括官と協議済みであることを申し添えます。

記

1 適正な事業運営及びサービス利用等について

(1) 就労移行支援

① 適正な事業運営に向けての留意事項

ア 利用者の就職状況の把握について

市町村が支給決定を行った利用者が就職した場合、市町村が就職した状況を把握できるようにするため、都道府県等においては、就労移行支援事業所に対し、当該事業所において利用者が就職した場合には支給決定権者である市町村に適時に報告することを徹底させること。併せて、例えば、重要事項説明書の退所理由に就職する場合を明記するなど、利用開始時に利用者への説明も徹底するよう、就労移行支援事業所に対して周知すること。

② 適正なサービス利用等について

ア 支給決定に係る留意事項

就労移行支援の標準利用期間（2 年間）を超えて支給決定の更新を行う場合や、就労移行支援の複数回利用希望があった場合の取扱いに関して、自治体によっては個別の対象者の状況を勘案せず、一律の取扱いが行われている事例が見られることから、就労移行支援の利用等に際しては、引き続き、市町村は個々の対象者の状況を勘案してサービスの利用を判断すること。

イ 一般就労へ移行した際の就労移行支援の利用について

利用者が就労移行支援の利用を経て就労した後は、引き続き当該就労移行支援を利用し就労移行支援サービス費を算定することはできない（施設外支援（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 10 月 31 日障発 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「留意事項通知」という。）第二の 1 の（4）の②の（一）の企業内等で行われる企業実習等への支援をいう。以下同じ。）の対象となるトライアル雇用の期間を除く）。

ただし、利用者の状態によっては、就労移行支援事業所で引き続き訓練を受けながら働くことが、勤務時間や労働日数を増やすことにつながる場合や、新たな職種への就職を希望し

ており、就労移行支援の利用が必要である場合などもあることから、市町村が、利用者が就職したことを把握した上で、就労中の就労移行支援の必要性が認められると判断し、改めて就労移行支援の利用について支給決定を行った場合に限り、就職した後も新たに就労移行支援を利用することを可能とする。

また、市町村が、上記支給決定を行うに当たっては、以下の３点を踏まえることとする。

- ・ 就労移行支援を利用することにより、勤務時間や労働日数を増やすこと、又は新たな職種へ就職することにつながるか否か。
- ・ 働きながら就労移行支援を利用することが利用者の加重的負担にならないか。
- ・ 他のサービスや支援機関ではなく、就労移行支援を利用することが適当であるか否か。

(2) 就労継続支援A型

① 適正な事業運営に向けての留意事項

ア 新規指定時の取扱いについて

就労継続支援A型事業者の新規指定時には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第 34 条の 17 に掲げる事項を記載した申請書類を提出させることとなっているが、就労の機会の提供に当たり、収益性の低い仕事しか提供していないとの指摘がなされていることから、生産活動に係る事業の収入（就労支援事業収益）から生産活動に係る事業に必要な経費（就労支援事業活動経費）を控除した額により利用者に対する最低賃金を支払うことができる事業計画となっていることを指定申請時の事業計画書により必ず確認した上で、指定の可否を判断すること。

なお、都道府県等だけでは、指定の可否を判断できない場合、自立支援協議会その他都道府県等が必要と認めた者の意見を聴取の上、判断すること。

イ 経営改善計画書の作成等について

(計画書の作成)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「指定基準解釈通知」という。）第 11 の 3 の（４）に係る取扱いについては、実地指導又は就労支援事業別事業活動明細書等を提出させることにより実態を把握し、都道府県、指定都市又は中核市（以下「都道府県等」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定基準」という。）第 192 条第 2 項を満たさない場合（※）、別紙様式 2－1 及び別紙様式 2－2 を参考にして経営改善計画書等を提出させるとともに、必要に応じて社会福祉法人会計基準又は就労支援事業会計基準に基づく会計書類等を提出させ、原則 1 年間の経営改善のための猶予期間とする。

経営改善計画書の提出に至った指定就労継続支援A型事業所数について、毎年 3 月末時点の状況を厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課へ提出いただくとともに、都道府県等は、経営改善計画書を提出した指定就労継続支援A型事業所に対し、当該経営改善計画書等を事業所のホームページに公表するように促すこと。

※ 令和3年度における指定基準第192条第2項の取扱いについて

都道府県等は、就労継続支援A型事業所に経営改善計画書を（再）提出させるに当たって、その判断を行う際には、令和3年度においては、「「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」の一部改正について」（令和3年3月30日付障障発0330第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）による廃止前の「指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱いについて」（平成30年3月2日付障障発0302第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の記3の取扱いによることとして差し支えない。

（計画書の更なる作成）

事業者が経営改善計画書を作成した場合には、計画始期から1年経過した後に、その実行状況と経営改善状況を確認することとする。計画終期において事業者が指定基準を満たさない場合であっても、以下のいずれかに該当する場合は、更に1年間（2年目）の経営改善計画を作成させることを認めることとする。

- ・ 生産活動に係る事業の収入額が増加している又は生産活動に係る事業に必要な経費が減少しており、今後、収益改善の見込みがあると都道府県等が認める場合
- ・ 生産活動に係る事業の収入額が利用者に支払う賃金総額以上である場合
- ・ 提出済みの経営改善計画に基づく改善の取組について、具体的に実施しており、今後経営改善の見込みがあると都道府県等が認めた場合

更なる1年間の経営改善計画の作成、提出を行った事業所に対しては、工賃向上計画支援等事業（「工賃向上計画支援等事業の実施について」（平成24年4月11日付障発0411第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づく工賃向上計画支援等事業をいう。以下同じ。）の活用や経営改善計画書の提出をしていない事業所の事例等も参考としつつ、経営改善に向けた指導だけでなく、必要な支援も実施すること。

こうした2年間の経営改善期間内で指定基準第192条第2項を満たさない場合であっても、都道府県等が今後も経営の改善が見込まれると認める場合であって、以下のいずれかの条件を満たす場合には追加で（3年目以降）更なる経営改善計画書等を作成させることができる。この場合、都道府県等だけでは判断が難しい場合は、自立支援協議会その他都道府県等が必要と認めた者の意見を聴取の上、判断すること。

- ・ 経営改善計画期間中に生産活動に係る事業の収入額が増加している又は生産活動に係る事業に必要な経費が減少しており、収益改善が認められる
- ・ 利用者の平均労働時間が長くなっている
- ・ 利用者に支払う賃金総額が増えている

経営改善の見込みがない場合又は計画の結果、指定基準を満たさない場合には、勧告・命令の措置を講じ、指定の取り消し又は停止を検討すること。

また、収益改善のために利用者の退所や賃金の引き下げ等を不当に行うことが就労継続支援A型事業の趣旨に反するものであることに鑑み、都道府県等は、指定就労継続支援A型事業所が提出した経営改善計画書が上記の趣旨に照らして適正でない場合、再提出を求めるこ

と。経営改善計画の実施後、収益改善の要因としてこれに類するものが認められる場合も、同様の趣旨から、収益改善があったものと認めないこと。

さらに、指定基準第 192 条第 2 項に違反しているが、経営の改善が見込まれると認められるため、経営改善計画書の提出を求めたにもかかわらず、経営改善計画書を作成しない場合や、当該計画書の記載内容に虚偽がある場合には、指定基準第 192 条第 2 項に違反するものとして、勧告、命令の措置を講じ、指定の取り消し又は停止を検討すること。

(設立 6 月後の実地指導等)

新規指定の半年後を目途に実地指導を実施し、生産活動が事業計画に沿った最低賃金を支払うことのできる内容になっているのか等を確認することとし、指定基準に違反する事項がある場合には、勧告、命令の措置を講じ、指定の取り消し又は停止を検討すること。ただし、事業開始時には減価償却費が高額な場合等もあることから、都道府県等が、今後明らかに収益改善が見込まれると認める場合には、経営改善計画書を提出させ、原則として、1 年間の経営改善のための猶予期間とする。なお、2 年目以降も経営改善計画書を作成させる場合には、既存事業所の取扱いと同様とする。

ウ 公共職業安定所に求人申込みする場合の留意事項

求人申込みが可能なのは就労継続支援 A 型事業のうち、雇用契約を前提とした利用者（雇用契約有。多機能型の雇用有部分を含む）を募集する場合のみであり、主な留意事項は下記のとおりであること。

なお、求人の申込みに当たっては、このほかにも記入に関する留意点があることから、公共職業安定所とよく相談されたい。

(ア) 初めて求人申込みをする際、事業所情報の「就労継続支援 A 型事業所」欄の「就労継続支援 A 型事業所に該当」にチェックをつけるとともに、就労継続支援 A 型事業者である旨の証明（指定通知書等）を正副 1 部ずつ用意し、副本を提出すること。

(イ) 公共職業安定所の職業紹介により受け入れた者は、公共職業安定所に提出した求人内容の就労継続支援 A 型事業（雇用契約有）の利用（雇入）を希望していることから、その採用に当たっては、当該法人が運営する他の事業へ振り分けることはできないものであること。

(ウ) 就労継続支援 A 型事業を利用するに当たっては、原則として暫定支給決定を行うこととされている。暫定支給決定がある場合、求人票の記載内容は暫定支給決定期間中のものとなることから、暫定支給決定後の雇用条件については、求人票の「求人に関する特記事項」欄に記載し、変更がない場合は同欄に変更がない旨記載すること。

なお、後述の②のアのとおり、既に暫定支給決定によるアセスメントと同等と認められるアセスメントが行われているとして、市町村が例外的に暫定支給決定によるアセスメントを行わなくても差し支えないと判断する場合があるため留意すること。

また、暫定支給決定期間中のアセスメント又はそれと同等のアセスメントの結果による解雇の可能性について、求人申込み時に公共職業安定所に伝えるとともに、採用前に障害者本人に伝えること。

(エ) 求人票の「求人に関する特記事項」欄に「利用料あり」又は「利用料なし」と記載すること。

(オ) 就労継続支援A型事業は、一定の要件を満たす場合、年齢を問わず利用が可能であるため、求人の申込みに当たっては、「定年制」欄には原則として「なし」、「年齢」欄については原則として「不問」と記載すること。ただし、就労継続支援A型事業の利用に当たっては、自治体による支給決定が必要であるため、求人票の「求人に関する特記事項欄」に「就労継続支援A型事業所への応募に当たっては、お住まいの自治体において、就労継続支援A型事業所の利用について支給決定を受ける必要があります」と記載すること。

② 適正なサービス利用等について

ア 支給決定手続について

就労継続支援A型の利用に当たっては、当該サービスが一定期間の訓練を行うサービスであることを踏まえ、就労継続支援A型の利用が適切か否かの客観的な判断を行うため、原則として、暫定支給決定を行うこととしている。

本支給決定の判断に当たっては、就労継続支援の対象者が「通常の事業所に雇用されることが困難な障害者」とされていることから、暫定支給決定期間中の利用実績、サービス管理責任者による評価等も踏まえ、一般就労や就労移行支援などの他の事業の利用の可能性を検討すること。

なお、暫定支給決定については、既に暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等と認められるアセスメントが行われており、改めて暫定支給決定によるアセスメントを要しないものと市町村が認めるときは、暫定支給決定は行わなくても差し支えない。

ただし、暫定支給決定の要否を検討することなく、一律に暫定支給決定を行わないということがないよう、公平公正な支給決定手続を行う観点から、市町村が、例外的に暫定支給決定によるアセスメントを行わなくても差し支えないとする取扱いを行う場合は、地域の実情に応じて、以下のような場合に限定した運用とするなど、手続きの明確化・透明化を図ること。その際、管内の市町村で著しい違いが生じることは適切ではないため、都道府県が積極的に関与することが重要であること。

- ・ 就労継続支援A型利用者が他の市町村に転居し、転居後の市町村においても別の就労継続支援A型を利用希望であり、転居前に利用していた事業所から転居後に利用予定の事業所にアセスメント情報が十分に引き継がれている場合
- ・ 就労移行支援利用後に就労継続支援A型を利用希望があり、当該就労移行支援事業所から利用予定の就労継続支援A型事業所にアセスメント情報が十分に引き継がれている場合

イ 就労継続支援A型計画の作成について

指定基準第191条第3項の趣旨を踏まえ、指定就労継続支援A型事業者は、以下の内容を含めた就労継続支援A型計画（指定基準第197条に規定する就労継続支援A型計画をいう。以下同じ。）を作成する必要があるため、別紙様式1を参考に作成すること。

- ・ 利用者の希望する業務内容、労働時間、賃金、一般就労の希望の有無等
- ・ 利用者の希望する生活や課題等を踏まえた短期目標、長期目標

- ・ 利用者の希望を実現するための具体的な支援方針・内容

なお、就労継続支援A型計画の記載内容が、一人一人の利用者の希望を踏まえず、画一的なものとなっている場合や、記載内容に虚偽がある場合等には、指定基準第191条第3項の趣旨に反していることから、勧告、命令の措置を講じ、指定の取り消しや停止を検討すること。

(3) 就労継続支援B型

① 適正な事業運営に向けての留意事項

ア 工賃の支払い等について

就労継続支援B型事業者は、指定基準第201条第1項及び第3項において利用者に対し、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した金額を工賃として支払うこととなっており、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃水準を高めていくことが求められている。

指定基準第201条第2項において、利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額は、3千円を下回ってはならないとしていることから、この基準を満たしていない事業所に対しては、重点的に指導監査を実施すること。また、指導後も改善の見込みがない場合には、地域活動支援センターへの移行や、法に基づいた勧告、命令等の措置を講ずること。

なお、都道府県においては、工賃向上計画支援等事業を活用するなど、工賃水準の向上に向けた積極的な対応を行うこと。

② 適正なサービス利用等について

ア 支給決定手続について

就労継続支援B型については、留意事項通知において、サービスの利用対象者を定めているところであり、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった障害者など、留意事項通知に定める要件に該当しない障害者については、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面の課題等を把握した上で就労継続支援B型を利用することとしている。

当該アセスメントは、就労継続支援B型の新規利用者に対する長期的な支援を行っていく上で、一般就労への移行の可能性も視野に入れた障害者のニーズを把握するために実施するものである。

その一方で、障害者のこうした可能性を考慮せず、就労継続支援B型の利用を前提として形式的なアセスメントを実施している事例や、アセスメントを実施したにもかかわらず、アセスメントの結果が利用する事業所に引き継がれていない事例など、アセスメントの趣旨が理解されていない取扱いが見られるところである。

については、就労継続支援B型の利用を希望する障害者に対して、当該障害者のニーズや能力、可能性を踏まえた支援が提供されるよう、適切にアセスメントを実施すること。

なお、当該アセスメントについては、一般就労に関する支援ノウハウを有している就労移行支援事業所等において実施することとされているが、就労移行支援事業所でアセスメントを行うことが障害者の負担となる場合は、アセスメントを円滑に実施するため、施設外支援

を利用することにより、アセスメント対象者が通所しやすい場所（利用者が在籍している特別支援学校内など）で実施することが可能である。

（４）各種雇用関係助成金との関係について

事業所が実施する各事業で受入先事業所が受けられる各種雇用関係助成金等との関係は下記のとおりである。

ただし、助成金等にはこの他にも支給要件があることから、その申請に当たっては各助成金等の支給要件を確認すること。

なお、障害者を施設職員として雇用する場合は、下記によらず、雇用の形態により一般の事業所と同様に雇用関係助成金の申請が可能であるので留意すること。また、職場適応援助者助成金のうち企業在籍型職場適応援助者助成金を受けようとする場合、事業所に企業在籍型職場適応援助者を配置するに当たっては、各事業の人員配置（最低）基準に定める人員とは別に配置することが必要である。なお、当該事業所に雇用される者が人員配置（最低）基準を満たしていることを前提として、各事業におけるサービス提供の職務に従事しない時間帯において、その者が企業在籍型職場適応援助者の業務に従事することができる。

① 就労移行支援事業、就労継続支援B型事業、就労継続支援A型事業（雇用契約無）を実施する事業所において、自らの事業所の利用者に対する支援を実施する場合

障害者雇用関係助成金の受給は不可。雇用関係助成金は、労働者が常用雇用されることや、雇用されている労働者の数や割合に応じて支給されるものであることから、利用者を雇用しない就労移行支援事業、就労継続支援B型事業、就労継続支援A型事業（雇用契約無）の利用者については、受給の対象とはならないものである。

② 就労継続支援A型事業（雇用契約有）を実施する事業所において、自らの事業所の障害者に対する支援を実施する場合

ア 障害者雇用調整金・報奨金、特例給付金

受給可能。

イ トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）及びトライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）（以下「トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）等」という。）

受給不可。本助成金は、適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、障害者の一般雇用への早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としており、就労継続支援A型事業での就労は一般雇用とは区別して考えることとされていることから受給の対象とはならないものであること。

ウ 職場適応訓練費

受給可能。ただし、当該訓練の実施の可否は、職場適応訓練実施要領及び職業訓練受講指示要領の規定に従い個別に判断される。

エ 障害者雇用納付金制度に基づく助成金

（ア）障害者作業施設設置等助成金、障害者福祉施設設置等助成金

受給不可。就労継続支援A型事業の内容に鑑み、同事業の本来業務であることから、受給の対象とはならない。

(イ) 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

個別判断。当該事業所の経営基盤や対象障害者の雇用条件等が当該助成金の趣旨に合致するものであるか否かによって個別に判断される。なお、本助成金によって設置する施設等については、社会福祉施設等施設整備費の国庫補助対象外であること。

(ウ) 重度障害者等通勤対策助成金（通勤援助者委嘱助成金を除く。）

受給可能。ただし、通勤用バス運転従事者の委嘱助成金については、送迎加算に関する届出書を提出している事業所は受給不可。

(エ) 障害者介助等助成金、重度障害者等通勤対策助成金のうち通勤援助者の委嘱助成金

受給不可。就労継続支援A型事業の内容に鑑み、同事業の本来業務であることから、受給の対象とはならないものであること。

(オ) 職場適応援助者助成金のうち企業在籍型職場適応援助者助成金

受給不可。就労継続支援A型事業の内容に鑑み、同事業の本来業務であることから、受給の対象とはならないものであること。

オ 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース及び発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）

受給可能。ただし、平成29年4月30日以前に雇い入れられた利用者であって、暫定支給決定を受けていた利用者については、雇入れ当初において、継続して雇用することが確実にあると認められないことから、受給の対象とはならない。

また、就労移行支援事業及び就労継続支援B型事業の利用者が、当該サービスを提供した事業所と同一法人内の就労継続支援A型事業の実施事業所に雇用される場合には、雇用予約に当たるものと考えられるため、原則、受給の対象とはならない。

カ キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）及び人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）

受給不可。就労継続支援A型事業の内容に鑑み、同事業の本来業務であることから、受給の対象とはならない。

③ 事業所が、他の事業所の障害者に対する支援を実施する場合

職場適応援助者助成金のうち訪問型職場適応援助者助成金について

事業を実施する法人が、訪問型職場適応援助者を配置して、他の事業主に雇用されている障害者を支援させる場合は、受給可能。ただし、同事業所に訪問型職場適応援助者を配置するに当たっては、各事業の人員配置（最低）基準に定める人員とは別に配置することが必要である。なお、当該事業所に雇用される者が人員配置（最低）基準を満たしていることを前提として、各事業におけるサービス提供の職務に従事しない時間帯において、その者が訪問型職場適応援助者の業務に従事することができる。

④ 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練（以下「委託訓練」という。）との関係について

ア 就労移行支援事業、就労継続支援A型事業（雇用契約無）、及び就労継続支援B型事業（以下「就労系事業」という。）の利用者が、当該就労系事業を実施する者以外の委託訓練実施機関において、職業訓練を受講する場合

当該受講に関して、上記就労系事業を実施する者が一定の支援を実施することにより、施設外支援の対象となること。また、受講日以外における就労系事業の利用も訓練等給付費の対象となること。

イ 就労系事業の利用者が、当該就労系事業を実施する者自らが受託する委託訓練を受講する場合

当該利用者が委託訓練を受講している期間中は、当該委託訓練を受講していない日であっても、訓練等給付の対象とならないこと。

ただし、当該就労系事業を実施する者が実施する委託訓練が、当該就労系事業に係る事業所以外の事業所で行われている場合など、当該就労系事業と委託訓練に重複が認められない場合には、委託訓練の受講日以外における就労系事業の利用は訓練等給付費の対象となること。

⑤ 就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業（以下、「就労系サービス」という。）の利用者が一般就労へ移行し、訪問型職場適応援助者や企業在籍型職場適応援助者による職場適応援助を利用する場合の留意事項は、以下のとおりである。

ア 就労系サービスの利用者が一般就労に移行した場合における職場適応援助については、一般就労先が他の事業主の事業所である場合、訪問型職場適応援助者が支援対象障害者を送り出した法人等に所属する者であるか、それ以外の法人等に所属する者であるかにかかわらず、職場適応援助者助成金の対象となりうるとされている。

また、一般就労先が、事業主を同一とする別事業所である場合、支援対象障害者を送り出した法人等に所属する者が、企業在籍型職場適応援助者として職場適応援助を実施することとも想定されるが、この場合、要件を満たせば職場適応援助者助成金の対象となりうる。

イ アの支援対象となるのは、一般就労に移行した者（職場適応援助者助成金のうち訪問型職場適応援助者助成金については、2か月以内に雇い入れられることが確実な者も含む。）であり、施設外支援の基準を満たさないこと（トライアル雇用中に職場適応援助を受ける場合も同じ。）。

ウ なお、就労系サービス利用者が地域障害者職業センターの職場適応援助者（配置型職場適応援助者）による職場適応援助を受ける場合についても、イと同様の取扱いとなること。

2 報酬請求に関する事項について

留意事項通知の第二の1の（4）の指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援に係る所定単位数の算定については次のとおりである。

（1）施設外支援について

① 施設外支援については、次のアからエまでの要件をいずれも満たす場合に限り、1年間（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる1年間とする。）に180日間を限度として算定する。なお、この場合の「180日間」とは、利用者が実際に利用した日数の合計数となることに留意すること。

ア 施設外支援の内容が、当該指定障害福祉サービス事業所等の運営規程に位置付けられていること。

イ 施設外支援の内容が、事前に個別支援計画に位置付けられ、1週間ごとに当該個別支援計画の内容について必要な見直しが行われているとともに、当該支援により、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行が認められること。このため、指定権者においては、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行に資するかどうか実地調査においてよく確認すること。

ウ 利用者又は実習受入事業者等から、当該施設外支援の提供期間中の利用者の状況について聞き取るにより、日報が作成されていること。

エ 施設外支援の提供期間中における緊急時の対応ができること。

② 障害者トライアル雇用等

利用者がサービスを利用している事業所以外の事業所において、トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）等を活用して障害者トライアル雇用又は障害者短時間トライアル雇用（以下「障害者トライアル雇用等」という。）を実施する場合、下記の要件を満たせば、施設外支援の対象となること。ただし、障害者トライアル雇用等は、適性或業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進することで障害者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的とする制度であり、一部の例外を除き職業紹介時点において継続雇用する労働者（一般被保険者等であって、1年を超える期間の雇用が見込まれる者をいう。）でないことを要件としているため、就労継続支援A型事業（雇用契約有）を利用している者は、原則として障害者トライアル雇用等の対象とはならないことに留意すること。

ア ①のア、ウ、エの要件を満たすこと。

イ 施設外のサービス提供を含めた個別支援計画を3か月毎に作成（施設外サービス提供時は1週間毎）し、かつ見直しを行うことで、就労能力や工賃の向上及びトライアル雇用終了後の一般就労への移行に資すると認められること。

③ 施設外支援の特例について

施設外支援については、そのサービス提供期間の上限を年間180日と定めているところであるが、下記の要件を満たす場合、当該期間を超えて提供することが可能であること。

ア 対象者が職場適応訓練を受講する場合であって、上記の要件を満たしかつ当該訓練が訓練受講者の就労支援に資すると認められる場合に限り、当該訓練終了日まで施設外支援の延長が可能であること。

イ トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）であって、個別支援計画の見直しにおいて、延長の必要性が認められた場合であること。

④ 施設外支援の留意事項

ア 同日に施設外支援及び通常の施設利用を行った場合、施設外支援の実施日として扱うこと。

イ トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）については、施設外支援の対象となる要件として個別支援計画の作成及び3か月毎の見直しを行うこととしているが、その取扱いについて以下のとおり行うこと。

（ア）個別支援計画の作成及び見直しにおいては、事業所、本人及び関係者が参加の上、協議を行い、必要に応じて公共職業安定所及び受入企業から意見聴取を行い、市町村が必要な内容について判断すること。

(イ) 個別支援計画の見直しは、都度、実施結果を把握し、延長の必要性や実施内容の見直し等を協議すること。

(例：トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）の実施期間を10か月間とした場合、施設外支援開始時に10か月間全体の到達目標を踏まえた上で3か月目までの個別支援計画を作成し、3か月目にその間の実施結果を見た上で延長の必要性等について協議を行い、延長と判断した場合、個別支援計画を更新し、6か月目までのものを作成する。以降6か月目、9か月目においても同様に行う。)

(2) 企業から請け負った作業を当該企業内で行う支援（以下「施設外就労」という。）について

① 施設外就労（企業内就労）については、次のアからオまでの要件をいずれも満たす場合に限り、算定する。

ア 施設外就労の総数については、利用定員を超えないこと。なお、事業所内での就労継続支援B型事業の延長として施設外就労を行う形態ではなく、施設外就労を基本とする形態で就労継続支援B型事業を行う場合であっても、本体施設には、管理者及びサービス管理責任者の配置が必要であること。

イ 施設外就労については、当該施設外就労を行う日の利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置する。事業所については、施設外就労を行う者を除いた前年度の平均利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置すること。なお、サービス管理責任者については、施設外就労を行う者の個別支援計画の作成に係る業務も担うことから、施設外就労を行う者を含めた前年度の平均利用者数に対して配置すること。

ウ 施設外就労の提供が、当該指定障害福祉サービス事業所等の運営規程に位置づけられていること。

エ 施設外就労を含めた個別支援計画が事前に作成され、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行に資すると認められること。このため、指定権者においては、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行に資するかどうか実地調査においてよく確認すること。

オ 緊急時の対応ができること。

② 施設外就労により就労している者と同数の者を主たる事業所の利用者として、新たに受入れることが可能であること。

③ 報酬の適用単価については、主たる事業所の利用定員に基づく報酬単価を適用すること。

④ その他

ア 施設外就労先の企業とは、請負作業に関する契約を締結すること。なお、契約締結の際には、以下のことに留意すること。

(ア) 請負契約の中で、作業の完成についての財政上及び法律上のすべての責任は事業所を運営する法人が負うものであることが明確にされていること。

(イ) 施設外就労先から事業所を運営する法人に支払われる報酬は、完成された作業の内容に応じて算定されるものであること。

(ウ) 施設外就労先の企業から作業に要する機械、設備等を借り入れる場合には、賃貸借契約又は使用賃貸借契約が締結されていること。また、施設外就労先の企業から作業に要する材料等の供給を受ける場合には、代金の支払い等の必要な事項について明確な定めを置くこと。

イ 請け負った作業についての利用者に対する必要な指導等は、施設外就労先の企業ではなく、事業所が行うこと。

(ア) 事業所は請け負った作業を施設外就労先の企業から独立して行い、利用者に対する指導等については事業所が自ら行うこと。

(イ) 事業所が請け負った作業について、利用者と施設外就労先の企業の従業員が共同で処理していないこと。

ウ 利用者と事業所との関係は、事業所の施設内で行われる作業の場合と同様であること。

エ 施設の運営規程に施設外就労について明記し、当該就労について規則を設けるとともに、対象者は事前に個別支援計画に規定すること。また、訓練目標に対する達成度の評価等を行った結果、必要と認められる場合には、施設外就労の目標その他個別支援計画の内容の見直しを行うこと。

オ 事業所は、施設外就労に関する実績を、毎月の報酬請求に合わせて提出すること。

カ 施設外就労に随行する支援員の業務

施設外就労に随行する支援員は、就労先企業等の協力を得て、以下の業務を行う。

(ア) 事業の対象となる障害者の作業程度、意向、能力等の状況把握

(イ) 施設外就労先の企業における作業の実施に向けての調整

(ウ) 作業指導等、対象者が施設外就労を行うために必要な支援

(エ) 施設外就労についてのノウハウの蓄積及び提供

(オ) 施設外就労先の企業や対象者の家族との連携

(カ) その他上記以外に必要な業務

キ 関係機関との連携

都道府県及び実施施設は、この事業の実施について、都道府県労働局、地域障害者職業センター、公共職業安定所、委託企業等の関係機関と連携を密にし、事業が円滑に行われるように努めるものとする。

(3) 在宅において利用する場合の支援について

① 就労移行支援事業所又は就労継続支援事業所において、在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者（以下「在宅利用者」という。）に対して就労移行支援又は就労継続支援を提供するに当たり、次のアからキまでの要件のいずれにも該当する場合に限り、報酬を算定する。

なお、在宅で就労移行支援又は就労継続支援を提供する場合には、運営規程において、在宅で実施する訓練内容及び支援内容を明記しておくとともに、在宅で実施した訓練内容及び支援内容並びに訓練状況及び支援状況を指定権者から求められた場合には提出できるようにしておくこと。その際、訓練状況（在宅利用者が実際に訓練している状況）及び支援状況（在宅利用者に訓練課題に係る説明や質疑への対応、健康管理や求職活動に係る助言等）については、

本人の同意を得るなど適切な手続きを経た上で、音声データ、動画ファイル又は静止画像等をセキュリティーが施された状態で保存し、指定権者から求められた場合には個人情報に配慮した上で、提出できるようにしておくことが望ましい。

ア 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。

イ 在宅利用者の支援に当たり、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。

ウ 緊急時の対応ができること。

エ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。

オ 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。

カ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

キ オが通所により行われ、あわせてカの評価等も行われた場合、カによる通所に置き換えて差し支えない。

② その他留意点

ア 在宅と通所に支援を組み合わせることも可能であること。

イ 利用者が希望する場合には、サテライトオフィスでのサービス利用等在宅でのサービス利用と類似する形態による支援を行うことも可能だが、その際にも①のアからキまでの要件をすべて満たす必要があること。

3 工賃（賃金）実績報告について

工賃（賃金）実績については、下記の内容に留意し、報告すること。

（1）工賃（賃金）の範囲

ここでいう工賃（賃金）とは、工賃、賃金、給与、手当、賞与その他名称を問わず、事業者が利用者に支払うすべてのものをいう。

なお、工賃（賃金）は、原則として、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費（利用者に支払う工賃（賃金）を除く。）を控除した額に相当する金額を支払うことに留意すること。

（2）工賃（賃金）実績の報告内容（事業所から各都道府県（指定都市にあつては都道府県及び指定都市、中核市にあつては都道府県及び中核市）への報告）

前年度の工賃（賃金）実績の平均額（時間当たりの工賃（以下「時間額」という。）、1日当たりの工賃（以下「日額」という。）、1月当たりの工賃（以下「月額」という。）から選択）

なお、時間額及び日額で報告のあった事業所については、国への報告は時間額及び月額であるため、各月の各日毎または各日の各時間毎の工賃（賃金）支払対象延べ人数や開所日数及び時間等も併せて報告を受けること。

（３）事業所毎の平均工賃（賃金）の算定方法（事業所から各都道府県（指定都市にあつては都道府県及び指定都市、中核市にあつては都道府県及び中核市）への報告）

本算定結果は、平成 30 年度に創設される障害福祉サービス等の情報公表制度において、事業者情報として幅広く公表されるものであることから、利用者の利用状況にばらつきがある場合など、事業所の利用実態を考慮し、下記の算定方法から選択して報告すること。

① 平均工賃（賃金）月額を算定して報告する場合

ア 報告対象年度各月の工賃（賃金）支払対象者の総数を算出

（例：50 人定員で、工賃支払い対象者が、4 月 45 人、5 月 50 人、6 月 48 人、7 月 50 人、8 月 50 人、9 月 50 人、10 月 49 人、11 月 50 人、12 月 45 人、1 月 47 人、2 月 50 人、3 月 50 人の場合は、 $45+50+48+50+50+50+49+50+45+47+50+50=584$ 人となる。）

イ 報告対象年度に支払った工賃（賃金）総額を算出

ウ $\text{イ} \div \text{ア}$ により 1 人当たり平均月額工賃（賃金）額を算出

② 平均工賃（賃金）日額を算定して報告する場合

ア 各月の各日毎の工賃（賃金）支払対象者の延べ人数を各月毎に算出

イ 上記により算出した全ての月の延べ人数を合計

ウ 対象年度に支払った工賃（賃金）総額を算出

エ $\text{ウ} \div \text{イ}$ により 1 人当たり平均工賃（賃金）日額を算出

③ 平均工賃（賃金）時間額を算定して報告する場合

ア 各日の各時間毎の工賃（賃金）支払対象者の延べ人数を各日毎に算出

イ 上記により算出した全ての日の延べ人数を合計

ウ 対象年度に支払った工賃（賃金）総額を算出

エ $\text{ウ} \div \text{イ}$ により 1 人当たり平均工賃（賃金）時間額を算出

（４）各都道府県の平均工賃（賃金）額の算定方法（各都道府県から当課への報告）

平均工賃（賃金）額は月額及び時間額とし、上記（３）①により算定したものを都道府県の平均額とする。

（５）申請時期及び申請先

① 各事業者は、毎年 4 月に、都道府県に対し前年度の工賃（賃金）実績を報告すること。

② 都道府県は、上記①により報告された工賃（賃金）実績を、毎年 6 月末日までに当課に対し報告すること。

（６）工賃実績の公表方法

都道府県は、提出された工賃（賃金）実績及び都道府県全体又は圏域全体の平均工賃（賃金）額を、広報紙、ホームページ、WAMNET 等により幅広く公表すること。

【就労継続支援 A 型計画書】

作成日： 年 月 日		前回作成日： 年 月 日		計画作成者：			
ふりがな	性別	年 月 日生 歳	障害支援 区分	管理者	サービス管 理責任者	職業指導員	生活支援員
氏名							
就労継続支援 A 型利用までの経緯 (活動歴や病歴等)		本人の希望（業務内容、労働時間、賃金、一般就労の希望の有無等）					
		本人の障害基礎年金等の有無や収入状況			本人の生産活動を行う際の課題		
健康状態（病名、服薬状況等）			生産活動や支援で留意する医学的リスクなど				
生活環境や自宅での役割などの本人の生活状況							

利用目標								
長期 目標	設定日	年 月					目標 達成度	達成 ・ 一部 ・ 未達
	達成予定日	年 月						
短期 目標	設定日	年 月					目標 達成度	達成 ・ 一部 ・ 未達
	達成予定日	年 月						

サービス提供内容							
目標と支援の提供方針・内容			実施		評価 効果、満足度など	迎え（有・無）	
			達成				
①	月 日 ~ 月 日	日	実施	達成		プログラム（1日の流れ）	
			一部	一部		(予定時間)	(サービス内容)
			未実施	未実施			
②	月 日 ~ 月 日	日	実施	達成			
			一部	一部			
			未実施	未実施			
③	月 日 ~ 月 日	日	実施	達成			
			一部	一部			
			未実施	未実施			
④	月 日 ~ 月 日	日	実施	達成			
			一部	一部			
			未実施	未実施			
⑤	月 日 ~ 月 日	日	実施	達成			
			一部	一部			
			未実施	未実施			
			実施	達成		送り（有・無）	
			一部	一部			
			未実施	未実施			

特記事項	実施後の変化(総括) 再評価日： 年 月 日
------	------------------------

上記計画の内容について説明を受けました。	上記計画書に基づきサービスの説明を行い 内容に同意頂きましたので、ご報告申し上げます。
年 月 日	年 月 日
ご本人氏名：	相談支援専門員様/事業所様
ご家族氏名：	

就労継続支援 A 型 ○○○ 事業所 No. 000000000	〒000-0000 住所：○○県○○市○○ 00-00 Tel. 000-000-0000/Fax. 000-000-0000	管理者： 説明者：
-------------------------------------	--	--------------

【指定就労継続支援 A 型事業所 経営改善計画書】

事業所名称					代表者指名		
事業所所在地							
連絡先	電話番号			FAX番号			
職員数		定員		利用者数	(うち身体 知的 精神 その他)		
事業所の設置主体	社会福祉法人 ・ 民間企業 ・ NPO法人 ・ その他					設立年月日	
改善計画期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (1年間とすること)						

1 現在、指定基準第192条第2項を満たすことができていない理由と具体的改善策
(詳細かつ具体的に記載すること)

(未達成理由)	(具体的改善策)

2 現在の事業内容及び計画期間を通じて実施する事業内容

現在の事業内容	計画期間を通じて実施する事業内容

(※) 事業内容には、生産活動の内容、対象顧客、市場動向、競合相手の動向、改善後の事業内容に主に従事する者の数や属性(どのような資格、経験等を持った者が担当するか等)について詳細に記載すること

3 現在の生産活動に係る事業の収入額及び計画期間を通じて達成する事業収入目標額(1年間の額を記載)

現在の収入額	計画期間を通じて達成すべき目標収入額
円	円
(主な費目)	(積算根拠)

(注) 目標収入額は、「平均利用者数×平均労働時間×最低賃金額×平均利用日数×12か月」以上の額でなければならない。

4 現在の生産活動に伴う経費及び計画期間を通じて達成する必要経費の見込額(1年間の経費を記載)

現在の経費	計画期間を通じて見込まれる経費
円	円
(主な費目)	(積算根拠)

5 生産活動に係る事業の収入－生産活動に伴う必要経費

現在の「収入－経費」	計画期間後の「収入－経費」
円	円

6 現在の利用者の総賃金額及び計画期間後の利用者の総賃金額

現在の支払い総賃金額	計画期間後の支払い総賃金額
円	円
(積算根拠)	(積算根拠)

事業所代表者署名欄

※「現在」はいずれも、指定基準192条第2項を満たさないと判断された前年度1年間のものを記載すること。
※その他、社会福祉法人会計基準に基づく会計書類等、地方公共団体が必要と認める書類を添付させること。

(注) 経営改善を行う項目(例：営業体制の強化、経費削減、販路拡大等)を記載するとともに、課題を記載し、その課題に対応するための実施期間と具体的な改善策をそれぞれ記載する。適宜欄は追加する。

[illegible][illegible]

障障発 0330 第 4 号
平成 29 年 3 月 30 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

指定就労継続支援 A 型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等
に関する取扱い及び様式例について

指定就労継続支援 A 型における適正な運営のため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定基準」という。）の一部を改正する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 5 号。以下「指定基準改正省令」という。）が平成 29 年 2 月 9 日に公布されるとともに、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「指定基準解釈通知」という。）の一部改正通知を平成 29 年 3 月 30 日に発出したところですが、指定基準の見直しに関する具体的な取扱い及び事業者指定に関する取扱い等については、下記のとおりとし、平成 29 年 4 月 1 日から適用しますので、御了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 指定基準の見直しについて

（1）指定基準第 191 条第 3 項に係る取扱い（就労継続支援 A 型計画の作成）

指定基準第 191 条第 3 項の趣旨を踏まえ、指定就労継続支援 A 型事業者は、以下の内

容を含めた就労継続支援Ａ型計画（指定基準第 197 条に規定する就労継続支援Ａ型計画をいう。以下同じ。）を作成する必要があるため、別紙様式 1 を参考に作成することとし、以下の内容が就労継続支援Ａ型計画に既に記載されている場合には、別紙様式 1 以外の就労継続支援Ａ型計画でも差し支えないが、今後、都道府県、指定都市又は中核市においては、管内の指定就労継続支援Ａ型事業者における就労継続支援Ａ型計画の様式が統一されるように努めることとする。

- ・ 利用者の希望する業務内容、労働時間、賃金、一般就労の希望の有無等
- ・ 利用者の希望する生活や課題等を踏まえた短期目標、長期目標
- ・ 利用者の希望を実現するための具体的な支援方針・内容

なお、就労継続支援Ａ型計画の記載内容が、一人一人の利用者の希望を踏まえず、画一的なものとなっている場合や、記載内容に虚偽がある場合等には、指定基準第 191 条第 3 項の趣旨に反していることから、勧告、命令の措置を講じ、指定の取り消しや停止を検討すること。

（２）指定基準第 192 条に係る取扱い（経営改善計画書の作成等）

指定基準解釈通知第 11 の 3 の（４）に係る取扱いについては、別添に基づいた指導等を実施することとし、都道府県、指定都市又は中核市は、指定基準第 192 条第 2 項を満たさない場合、別紙様式 2－1 及び別紙様式 2－2 を参考にして経営改善計画書等とともに必要に応じて社会福祉法人会計基準又は就労支援事業会計基準に基づく会計書類等を提出させ、原則として、１年間の経営改善のための猶予期間とする。

指定基準改正省令の施行の際現に指定を受けている事業所（以下「既存事業所」という。）については、指定基準改正省令の施行から概ね 3 か月以内に、実地指導又は就労支援事業別事業活動明細書等を提出させることにより実態を把握し、指定基準第 192 条第 2 項の違反の有無を確認すること。

事業者が経営改善計画書を作成した場合には、計画始期から 1 年経過した後に、その実行状況と経営改善状況を確認することとする。計画終期において事業者が指定基準を満たさない場合であっても、生産活動に係る事業の収入額が増加している又は生産活動に係る事業に必要な経費が減少しており、今後、収益改善の見込みがあると都道府県、指定都市又は中核市が認める場合には、更に 1 年間の経営改善計画を作成させることを認めることとする。

こうした 2 年間の経営改善期間内で指定基準第 192 条第 2 項を満たさない場合であっても、都道府県、指定都市又は中核市が今後も経営の改善が見込まれると認める場合であって、以下のいずれかの条件を満たす場合には更なる経営改善計画書等を作成させることができる。この場合、都道府県、指定都市又は中核市だけでは判断が難しければ、自立支援協議会その他都道府県等が必要と認めた者の意見を聴取の上、判断すること。

- ・ 経営改善計画期間中に生産活動に係る事業の収入額が増加している又は生産活動に係る事業に必要な経費が減少しており、収益改善が認められる
- ・ 利用者の平均労働時間が長くなっている

- ・ 利用者に支払う賃金総額が増えている

経営改善の見込みがない場合又は再計画の結果、指定基準を満たさない場合には、勧告・命令の措置を講じ、指定の取り消し又は停止を検討する。

また、収益改善のために利用者の退所や賃金の引き下げ等を不当に行うことが就労継続支援A型事業の趣旨に反するものであることに鑑み、都道府県、指定都市又は中核市は、指定就労継続支援A型事業所が提出した経営改善計画書が上記の趣旨に照らして適正でない場合、再提出を求めること。経営改善計画の実施後、収益改善の要因としてこれに類するものが認められる場合も、同様の趣旨から、収益改善があったものと認めないこと。

さらに、指定基準第192条第2項に違反しているが、経営の改善が見込まれると認められるため、経営改善計画書の提出を求めたにもかかわらず、経営改善計画書を作成しない場合や、当該計画書の記載内容に虚偽がある場合には、指定基準第192条第2項に違反するものとして、勧告、命令の措置を講じ、指定の取り消し又は停止を検討する。

なお、当分の間、経営改善計画の提出に至った指定就労継続支援A型事業所数について、毎月状況を半期ごと（毎年10月末及び4月末までに提出。ただし、本通知適用後の平成29年4月から6月の状況は平成27年7月末に提出。）に別紙様式3により厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課へ提出いただくとともに、都道府県、指定都市又は中核市は、経営改善計画書を提出した指定就労継続支援A型事業所については、当該経営改善計画書等を事業所のホームページに公表するように促すこととする。

（3）指定基準第196条の2に係る取扱い（運営規程）

指定基準第196条の2に規定する運営規程において、新たに、主な生産活動の内容、利用者の労働時間、月給、日給又は時間給について記載させることとなるため、指定基準改正省令の施行後においては、就労継続支援A型事業所の新規指定時に、必ず上記内容が記載された運営規程の提出を求めるとともに、既存事業所についても、施行後概ね3か月を目途に、上記内容が記載された運営規程の提出を求めること。

都道府県、指定都市又は中核市の指導にも関わらず、運営規程の作成・提出を行わない場合や、運営規程の記載内容に虚偽がある場合等には、指定基準第196条の2に違反するものとして、勧告、命令の措置を講じ、指定の取り消し又は停止を検討すること。

2 新規指定時の取扱いについて

就労継続支援A型事業者の新規指定時には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第34条の17に掲げる事項を記載した申請書類を提出させることとなっているが、就労の機会の提供にあたり、収益性の低い仕事しか提供しない事例も指摘されていることから、生産活動に係る事業の収入（就労支援事業収益）から生産活動に係る事業に必要な経費（就労支援事業活動経費）を控除した額により利用者に対する最低賃金を支払うことができる事業計画となっていることを指定申請時の事業計画書により必ず確認した上で、指定の可否を判断すること。

なお、都道府県、指定都市又は中核市だけでは、指定の可否を判断できない場合、自立支援協議会その他都道府県等が必要と認めた者の意見を聴取の上、判断すること。

また、新規指定の半年後を目途に実地指導を実施し、生産活動が事業計画に沿った最低賃金を支払うことのできる内容になっているのか等を確認することとし、指定基準に違反する事項がある場合には、勧告、命令の措置を講じ、指定の取り消し又は停止を検討すること。

ただし、事業開始時には減価償却費が高額な場合等もあることから、都道府県、指定都市又は中核市が、今後明らかに収益改善が見込まれると認める場合には、経営改善計画書を提出させ、原則として、1年間の経営改善のための猶予期間とする。なお、2年目以降も経営改善計画書を作成させる場合には、既存事業所の取扱いと同様とする。(別添参照)

3 指定就労継続支援A型事業所に係る情報公表について

指定就労継続支援A型事業所については、近年、急激な事業所の増加が認められるとともに、必ずしも事業趣旨に沿わない不適切な運営事例が指摘されていることを踏まえ、指定就労継続支援A型事業所の利用を考えている障害者やその家族等が適切な事業所を選択できるよう、特に指定就労継続支援A型事業所に対しては、以下の情報を自治体のホームページで公表するか、又は事業所のホームページで公表するよう促すこと。

- ① 貸借対照表、事業活動計算書（損益計算書、正味財産増減計算書等を含む。）、就労支援事業事業活動計算書、就労支援事業別事業活動明細書
- ② 主な生産活動の内容
- ③ 平均月額賃金（工賃）

なお、貸借対照表や事業活動計算書などを含めたNPO法人の財務状況を監査する監事については、公認会計士又は税理士を登用し、株式会社の監査役も同様とすることが望ましい。

また、平成29年度においては、貸借対照表や事業活動計算書等を公表した就労継続支援A型事業所の数について、平成29年10月末及び平成30年4月末までに、別紙様式4により厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課への提出をお願いする。

【就労継続支援A型計画書】

作成日：平成 年 月 日		前回作成日：平成 年 月 日		計画作成者： 印			
ふりがな	性別	昭和 / 平成	障害支援 区分	管理者	サービス管 理責任者	職業指導員	生活支援員
氏名		年 月 日生 歳					
就労継続支援A型利用までの経緯 (活動歴や病歴等)		本人の希望（業務内容、労働時間、賃金、一般就労の希望の有無等）					
		本人の障害基礎年金等の有無や収入状況			本人の生産活動を行う際の課題		
健康状態（病名、服薬状況等）			生産活動や支援で留意する医学的リスクなど				
生活環境や自宅での役割などの本人の生活状況							

利用目標								
長期 目標	設定日	年 月					目標 達成度	達成・一部・未達
	達成予定日	年 月						
短期 目標	設定日	年 月					目標 達成度	達成・一部・未達
	達成予定日	年 月						

サービス提供内容							
目標と支援の提供方針・内容			評価			迎え（有・無）	
			実施	達成	効果、満足度など		
①	月 日 ~ 月 日		実施	達成		プログラム（1日の流れ）	
			一部	一部		(予定時間)	(サービス内容)
			未実施	未実施			
②	月 日 ~ 月 日		実施	達成			
			一部	一部			
			未実施	未実施			
③	月 日 ~ 月 日		実施	達成			
			一部	一部			
			未実施	未実施			
④	月 日 ~ 月 日		実施	達成			
			一部	一部			
			未実施	未実施			
⑤	月 日 ~ 月 日		実施	達成		送り（有・無）	
			一部	一部			
			未実施	未実施			

特記事項	実施後の変化（総括） 再評価日：平成 年 月 日

上記計画の内容について説明を受けました。 平成 年 月 日	上記計画書に基づきサービスの説明を行い 内容に同意頂きましたので、ご報告申し上げます。 平成 年 月 日
ご本人氏名： 印	相談支援専門員様/事業所様
ご家族氏名： 印	

就労継続支援A型 ○○○ 事業所No. 000000000	〒000-0000 住所：○○県○○市○○ 00-00 Tel. 000-000-0000/Fax. 000-000-0000	管理者： 説明者：
----------------------------------	--	--------------

【指定就労継続支援 A 型事業所 経営改善計画書】

事業所名称					代表者指名		
事業所所在地							
連絡先	電話番号					FAX番号	
職員数		定員		利用者数	(うち身体 知的 精神 その他)		
事業所の設置主体	社会福祉法人 ・ 民間企業 ・ NPO法人 ・ その他					設立年月日	
改善計画期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (1年間とすること)						

1 現在、指定基準第192条第2項を満たすことができていない理由と具体的改善策
(詳細かつ具体的に記載すること)

(未達成理由)	(具体的改善策)

2 現在の事業内容及び計画期間を通じて実施する事業内容

現在の事業内容	計画期間を通じて実施する事業内容

(※) 事業内容には、生産活動の内容、対象顧客、市場動向、競合相手の動向、改善後の事業内容に主に従事する者の数や属性(どのような資格、経験等を持った者が担当するか等)について詳細に記載すること

3 現在の生産活動に係る事業の収入額及び計画期間を通じて達成する事業収入目標額(1年間の額を記載)

現在の収入額	計画期間を通じて達成すべき目標収入額
円	円
(主な費目)	(積算根拠)

(注) 目標収入額は、「平均利用者数×平均労働時間×最低賃金額×平均利用日数×12か月」以上の額でなければならない。

4 現在の生産活動に伴う経費及び計画期間を通じて達成する必要経費の見込額(1年間の経費を記載)

現在の経費	計画期間を通じて見込まれる経費
円	円
(主な費目)	(積算根拠)

5 生産活動に係る事業の収入－生産活動に伴う必要経費

現在の「収入－経費」	計画期間後の「収入－経費」
円	円

6 現在の利用者の総賃金額及び計画期間後の利用者の総賃金額

現在の支払い総賃金額	計画期間後の支払い総賃金額
円	円
(積算根拠)	(積算根拠)

事業所代表者署名欄

印

※「現在」はいずれも、指定基準192条第2項を満たさないと判断された前年度1年間のものを記載すること。
※その他、社会福祉法人会計基準に基づく会計書類等、地方公共団体が必要と認める書類を添付させること。

(注) 経営改善を行う項目(例：営業体制の強化、経費削減、販路拡大等)を記載するとともに、課題を記載し、その課題に対応するための実施期間と具体的な改善策をそれぞれ記載する。適宜欄は追加する。

(前年度実績)

[illegible]

就労継続支援A型事業所（新規事業所）の指導等の流れ

(就労継続支援A型事業を行う者)

都道府県等への申請

- ・ 人員基準を満たさないとき
- ・ 設備、運営基準を満たさないとき
- ・ 取消してから5年を経過していないとき 等

指定基準第192条第2項を満たす事業計画となっておらず、指定基準を満たすことが困難

指定の拒否
(法36条第3項)指定
(法36条第1項)

半年後を目途に実地指導

- ・ 指定基準に従った適切な事業運営を行っていない時

勧告・命令等
(法49条第1・2項、4項)
(法50条第1項)経営改善計画の
作成指示適宜、実地指導等で
運営状況を確認

- ・ 指定基準に従った適切な事業を行っている場合

- ・ 都道府県等が収益改善が見込めると認める場合
(以後、既存事業所と同様の取扱い)

就労継続支援A型事業所（既存事業所）の指導等の流れ

概ね3月以内に事業所の実態を確認

- ・ 指定基準に従った適切な事業運営を行っていない時
- ・ 指定基準に従った適切な事業を行っている場合

経営改善計画の作成指示
(指定基準第192条第2項に違反している場合)

1年後に実態調査

- ・ 指定基準を満たさず、経営改善の見込みがない
- ・ 指定基準を満たさないが、経営改善の見込みがあると都道府県等が認めた場合

勧告・命令等
(法49条第1・2項、4項)
(法50条第1項)

経営改善計画の再作成

1年後に実態調査

- ・ 一定の要件を満たし、経営改善の見込みがある
- ・ 一定の要件を満たし、経営改善の見込みがあると都道府県等が認めた場合

経営改善計画の作成

※以後、計画の再作成を認めるかは一定の条件を満たした上で、都道府県等が認めれば可能

適宜、実地指導等で
運営状況を確認

施 運 第 2 6 3 号

平成 2 9 年 6 月 8 日

指定就労継続支援 A 型事業所管理者 様

(指定都市・中核市に所在する事業所を除く。)

北海道保健福祉部福祉局施設運営指導課長

指定就労継続支援 A 型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱いについて

指定就労継続支援 A 型の適正な運営を図ることを目的として、平成 29 年 4 月 1 日に、指定就労継続支援 A 型の指定基準に係る関係省令が改正・施行されました。このことを受けて、本道においても、指定就労継続支援 A 型の指定基準に係る条例（北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年北海道条例第 100 号）。以下「道基準条例」という。）の一部を改正・施行したところです。

また、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長から「指定就労継続支援 A 型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」（平成 29 年 3 月 30 日付け障障発 0330 第 4 号。以下「国通知」という。）が発出されました。

つきましては、指定就労継続支援 A 型事業者におかれましては、国の関係省令、道基準条例及び国通知並びに次の事項を踏まえた適切な事業運営及びサービス提供を行うようお願いします。

記

1 就労継続支援 A 型計画の作成について（道基準条例第 179 条第 3 項）

国通知において、各都道府県は管内の指定就労継続支援 A 型事業者における就労継続支援 A 型計画の様式が統一されるよう努めることとされたことから、今後、新たに就労継続支援 A 型計画を作成する場合は、別紙様式 1の使用を原則とし、遅くとも次回モニタリング（アセスメント）までに見直してください。

また、就労継続支援 A 型計画を作成する場合は、次の内容を必ず含めてください。

- ① 利用者の希望する業務内容、労働時間、賃金、一般就労の希望の有無等
- ② 利用者の希望する生活や課題等を踏まえた短期目標、長期目標
- ③ 利用者の希望を実現するための具体的な支援方針・内容

2 経営改善計画書の作成等について（道基準条例第 180 条）

指定就労継続支援 A 型事業者は、「生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない」とされたことから、直近の会計年度（指定後間がない場合は直近数か月間）の生産活動の収支について、別紙様式 2「就労継続支援 A 型事業所状況調査票」を作成し、平成 29 年 6 月 26 日（月）までに貴事業所を所管する総合振興局（振興局）に提出してください。

なお、別紙様式 2 の記載の際、別紙の「就労支援の事業の会計処理の基準」に基づき、表 1 ～ 4 のうち必要なものを添付してください。

3 運営規程の変更について（道基準条例第184条の2）

指定就労継続支援A型事業所の運営規程において、新たに、主な生産活動の内容、利用者の労働時間、月給、日給又は時間給を記載する必要があるため、これらの項目が運営規程に記載されていない場合は、速やかに運営規程を改正して、所管の総合振興局（振興局）に変更届を提出してください。

4 情報公表について

指定就労継続支援A型事業所の利用を考えている障害者やその家族等が適切な事業所を選択できるよう、次の内容について貴事業所のホームページでの公表をお願いします。

- ① 貸借対照表、事業活動計算書（損益計算書、正味財産増減計算書等を含む。）、就労支援事業事業活動計算書、就労支援事業別事業活動明細書
- ② 主な生産活動の内容
- ③ 平均月額賃金（工賃）

情報公表については、別紙様式2「就労継続支援A型事業所状況調査票」を作成の際に、記載してください。

なお、総合振興局（振興局）に提出した後に、事業所のホームページにおいて、就労支援事業別事業活動明細書等を公表した場合には、すみやかに公表した日付けを総合振興局（振興局）まで、お知らせください。

〔 事業指導グループ 〕

【就労継続支援A型計画書】

作成日：平成 年 月 日		前回作成日：平成 年 月 日		計画作成者： 印			
ふりがな	性別	昭和 / 平成	障害支援区分	管理者	サービス管理責任者	職業指導員	生活支援員
氏名		年 月 日生 歳					
就労継続支援A型利用までの経緯 (活動歴や病歴等)		本人の希望（業務内容、労働時間、賃金、一般就労の希望の有無等）					
		本人の障害基礎年金等の有無や収入状況		本人の生産活動を行う際の課題			
健康状態（病名、服薬状況等）			生産活動や支援で留意する医学的リスクなど				
生活環境や自宅での役割などの本人の生活状況							

利用目標									
長期目標	設定日	年	月					目標達成度	達成・一部・未達
	達成予定日	年	月						
短期目標	設定日	年	月					目標達成度	達成・一部・未達
	達成予定日	年	月						

サービス提供内容								
目標と支援の提供方針・内容					評価		迎え（有・無）	
					実施	達成	効果、満足度など	
①	月 日 ~ 月 日				実施	達成	プログラム（1日の流れ）	
					一部	一部		
					未実施	未実施		
②	月 日 ~ 月 日				実施	達成	(予定時間)	(サービス内容)
					一部	一部		
					未実施	未実施		
③	月 日 ~ 月 日				実施	達成		
					一部	一部		
					未実施	未実施		
④	月 日 ~ 月 日				実施	達成		
					一部	一部		
					未実施	未実施		
⑤	月 日 ~ 月 日				実施	達成		送り（有・無）
					一部	一部		
					未実施	未実施		

特記事項	実施後の変化（総括） 再評価日：平成 年 月 日
------	--------------------------

上記計画の内容について説明を受けました。 平成 年 月 日	上記計画書に基づきサービスの説明を行い 内容に同意頂きましたので、ご報告申し上げます。 平成 年 月 日
ご本人氏名： 印	相談支援専門員様/事業所様
ご家族氏名： 印	

就労継続支援A型 ○○○ 事業所No. 000000000	〒000-0000 住所：○○市○○ 00-00 Tel. 0000-00-0000/Fax. 0000-00-0000	管理者： 説明者：
----------------------------------	---	--------------

就労継続支援 A 型事業所状況調査票

法人名		事業所名	
事業所番号		事業所電話番号	
事業所 E-mail		担当者名	

1 定員及び利用契約者数 (H29.4.1現在)

定員		利用契約者数	
----	--	--------	--

2 就労継続支援 A 型事業の生産活動に係る事業収支

主な生産活動 (就労事業)内容	
--------------------	--

○直近の会計年度（指定後間がない場合は直近数か月間）の収支を記入のこと。（金額単位：円）

①利用者賃金総額 【A】	②生産活動収入額 【B】 ※1	③生産活動必要経費 【C】 ※2	④生産活動収支 【D(B-C)】	⑤他会計からの充 当額【E(A-D)】
			0	0
⑥ 【E】 > 0 の場合、 その理由及び内容				

※ 特定求職者雇用開発助成金等の各種雇用関係助成金は含めないこと。

※ 原材料費や生産活動に係る経費（厨房リース費等）を計上。光熱水費・燃料費等も使用する場合は計上可。

※ 就労支援事業別事業活動明細書等（別紙の「就労支援の事業の会計処理の基準」に基づき、表 1～4 のうち必要なもの）を添付のこと。

※ 他会計からの充当額（上記 E 欄）がプラスの場合は、経営改善計画書の作成が必要。

3 就労継続支援 A 型事業に係る情報公表について

※該当区分に「レ点」を記入のこと

① 事業所のホームページの開設状況	☐ 開設している → ②へ	☐ 開設予定あり → ②へ	☒ 開設予定なし → ③へ
-------------------	---	---	--

「開設している」「開設予定あり」の場合

② 事業所のホームページにおいて、就労支援事業別事業活動明細書等や生産活動の内容、平均月額賃金の公表の有無（予定を含む）	☐ 公表している → 終了	☐ 公表予定あり → 終了	☐ 公表予定なし → ③へ
--	---	---	---

(年 月に公表済) (年 月頃公表予定)

「開設予定なし」「公表予定なし」の場合

③ 公表しない（できない）理由	
-----------------	--

就労継続支援 A 型事業所状況調査票 (記入例)

法人名	NPO法人〇〇	事業所名	〇〇
事業所番号	000000000	事業所電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
事業所 E-mail	〇〇@〇〇.〇〇	担当者名	〇〇

1 定員及び利用契約者数 (H29. 4. 1現在)

定員	16人	利用契約者数	15人
----	-----	--------	-----

2 就労継続支援 A 型事業の生産活動に係る事業収支

主な生産活動 (就労事業) 内容	パン、クッキー製造
---------------------	-----------

○直近の会計年度 (指定後問がない場合は直近数か月間) の収支を記入のこと。 (金額単位: 円)

①利用者賃金総額 【A】	②生産活動収入額 【B】 ※1	③生産活動必要経費 【C】 ※2	④生産活動収支 【D(B-C)】	⑤他会計からの充 当額 【E(A-D)】
6, 000, 000	8, 000, 000	3, 000, 000	5, 000, 000	1, 000, 000
⑥ 【E】 > 0 の場合、 その理由及び内容	利用者賃金が生産活動に係る事業収益でまかなえないため、訓練等給 付費を充当			

※ 特定求職者雇用開発助成金等の各種雇用関係助成金は含めないこと。

※ 原材料費や生産活動に係る経費 (厨房リース費等) を計上。光熱水費・燃料費等も使用
する場合は計上可。

※ 就労支援事業別事業活動明細書等 (別紙の「就労支援の事業の会計処理の基準」に基
づき、表 1～4 のうち必要なもの) を添付のこと。

※ 他会計からの充当額 (上記 E 欄) がプラスの場合は、経営改善計画書の作成が必要。

3 就労継続支援 A 型事業に係る情報公表について

※該当区分に「レ点」を記入のこと

① 事業所のホームページの開設状況	☐ 開設している → ②へ	☐ 開設予定あり → ②へ	☒ 開設予定なし → ③へ
-------------------	---	---	--

「開設している」「開設予定あり」の場合

② 事業所のホームページにおいて、就労支援事業別 事業活動明細書等や生産活動の内容、平均月額賃 金の公表の有無 (予定を含む)	☐ 公表している → 終了	☐ 公表予定あり → 終了	☐ 公表予定なし → ③へ
---	---	---	---

(年 月に公表済) (年 月頃公表予定)

「開設予定なし」「公表予定なし」の場合

③ 公表しない (でき ない) 理由	事業所のホームページを開設・運営できる体制にはないが、事業所の紹介パン フレットで公表する予定。
-----------------------	---

障障発 0302 第 1 号
平成 30 年 3 月 2 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

指定就労継続支援 A 型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等
に関する取扱いについて

指定就労継続支援 A 型における適正な運営のため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 5 号）において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定基準」という。）の一部を改正するとともに、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「指定基準解釈通知」という。）の一部改正通知を平成 29 年 3 月 30 日に発出した。さらに、当該取扱い等について、「指定就労継続支援 A 型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」（平成 29 年 3 月 30 日障障発 0330 第 4 号。以下「平成 29 年通知」という。）により示したところですが、当該通知の取扱いについては当面の間、下記のとおりとしますので、御了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

- 1 当面の間、経営改善計画書を提出している指定就労継続支援 A 型事業所（以下「事業所」という。）については、計画始期から 1 年経過した後に平成 29 年通知の 1 の（2）

に規定する更に 1 年間の経営改善計画を作成させることができる要件として、以下を加える。

- (1) 生産活動に係る事業の収入額が利用者に支払う賃金総額以上である場合
 - (2) 提出済みの経営改善計画に基づく改善の取り組みについて、具体的に実施しており、今後経営改善の見込みがあると指定権者が認めた場合
- 2 更なる 1 年間の経営改善計画の作成、提出を行った事業所に対しては、地域生活支援事業費等補助金のうち地域生活支援促進事業（工賃向上計画支援等事業）の活用や経営改善計画書の提出をしていない事業所の事例等も参考としつつ、経営改善に向けた指導だけでなく、必要な支援も実施すること。
- 3 指定基準解釈通知第 11 の 3 の（４）に係る取扱いについて、事業所に経営改善計画を提出させる場合は、指定基準第 192 条第 2 項に規定する生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費（利用者に支払う賃金は除く。以下同じ。）を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となっていない場合であるが、ここでいう「利用者に支払う賃金」は、就労継続支援 A 型の趣旨を踏まえ、最低賃金（最低賃金の減額特例許可に基づき契約を行った場合は当該賃金額）に基づき算出した額とすること。このため、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払うべき最低賃金の総額以上の事業所であれば、指定基準第 192 条第 2 項の規定を満たしていることになる。
- 4 平成 29 年通知の別紙様式 3 を廃止し、別紙様式 1 により、経営改善計画の提出に至った事業所数等について、毎年 9 月末現在及び 3 月末現在時点の状況を厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課へ提出いただくとともに、都道府県、指定都市又は中核市は、経営改善計画書を提出した事業所について当該経営改善計画書等を事業所のホームページに公表するよう促すこと。
- 5 上記 1 から 4 を除く取扱いについては、平成 29 年通知のとおりとすること。

【調査の概要】 指定就労継続支援A型事業所について、経営状況の実態把握を行った事業所のうち、経営改善計画書を提出する必要がある事業所の経営改善計画書提出状況を把握する。(毎年9月末現在又は3月末現在の状況を記入して提出してください。)

指定権者名	①指定事業所数(平成29年12月末現在)					経営実態把握済み事業所のうち経営改善計画書の提出状況					備考	
	②実態把握済み事業所数	③実態把握中事業所数	④新規指定	⑤廃止・休止等	⑥必要なし		⑦必要あり		⑧提出済			
					割合		割合		提出率			
〇〇県	20	18	0	2	0	12	66.7%	6	33.3%	6	100.0%	
										②の実態把握済み事業所数と一致		
										②から⑤の合計は①の指定事業所数と一致		

- ※ ①には毎年9月末現在又は3月末現在の指定事業所数を記載してください。
- ※ ②には就労継続支援A型事業所のうち、経営状況の実態を把握した数を記載してください。
- ※ ③には就労継続支援A型事業所のうち、経営状況の実態を把握していない又は把握中の数を記載してください。
- ※ ④、⑤は毎年9月末現在又は3月末現在の当該年度の新規指定数、廃止・休止等の数を該当箇所に記入してください。(新規指定事業所でも実態把握をしている事業所に関しては②に記載してください。)
- ※ ⑥は経営改善計画書の提出が必要のない事業所数、⑦には経営改善計画書の提出が必要な事業所数を記載してください。
- ※ ⑧は⑦のうち、経営改善計画書を提出した事業所数を記載してください。
- ※ ②、③、④、⑤の合計数は①の指定事業所数と一致するように記載してください。
- ※ ⑥、⑦の合計数は②の実態把握済み事業所数と一致するように記載してください。
- ※ その他の特記事項は備考欄にご記載ください。
- ※ 赤字は記入例です。適宜修正の上、記載下さい。

(別紙様式1)

1

【調査の概要】全体票に加えて、事業所の経営主体及び設立年月日等を記載していただき、経営主体や設立年月日等の違いにより、就労継続支援A型の経営状況の傾向を把握する。

[illegible]

※赤字は記入例になります。適宜修正の上、記載ください。

施 運 第 9 5 1 号

平成 3 0 年 3 月 2 0 日

各総合振興局（振興局）
保健環境部社会福祉課長 様

保健福祉部福祉局施設運営指導課長
障がい者保健福祉課長

指定就労継続支援 A 型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い
について

このことについて、平成 2 9 年度からの A 型事業所における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱いについては、平成 2 9 年 6 月 8 日付け施運第 2 6 3 号により通知し、その後、平成 3 0 年 3 月 6 日付け施運第 8 9 2 号により、平成 3 0 年 3 月 2 日付け障障発 0 3 0 2 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知（以下、「平成 3 0 年通知」という。）を送付しておりましたが、この度、経営改善計画書について、道としての取扱いを次のとおりとしましたので、貴管内市町村（指定都市及び中核市除く）及び各事業者にも周知の上、適切に運用していただきますようお願いします。

記

1 送付資料

- (1) 指定就労継続支援 A 型における経営改善計画書の取扱いについて
- (2) 市町村あて通知文
- (3) 事業者あて通知文
 - （別紙様式 2 - 3 指定就労継続支援 A 型事業所 経営改善計画書と結果
 - 別紙様式 2 - 4 経営改善計画期間中の具体的改善策と実施時期等の結果を添付）

2 留意事項

各事業者への指導に関する指導に関する取扱いについては、別添「指定就労継続支援 A 型における経営改善計画書の取扱いについて」のとおりとし、具体的な事業者への指示については、次のとおりとしてください。

- (1) 経営改善計画書を提出している事業所に対しては、計画始期から 1 年経過した後に、その実行状況と経営改善状況を確認してください。

その際、送付資料(3)の別紙様式 2 - 3、別紙 2 - 4 及び就労支援事業別事業活動明細書等の必要な書類を提出させた上で確認を行ってください。

次年度も経営改善計画書の作成を指示する場合、原則、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるよう指導してください。

※ 経営改善計画書の計画期間と決算の時期にずれがある場合は、前年の会計書類とともに、直近の会計書類を提出させた上で確認してください。

※ 経営改善計画書の始期が、事業所毎に異なることから、経営改善計画期間の管理に留意すること。

- (2) これまで経営改善計画書の提出の必要のなかった事業所や平成29年度中に新規指定を受けた事業所が直近の決算書上で、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上とならなかった場合は、自ら経営改善計画書を提出するよう指導願います。
- (3) 平成30年通知4に記載された様式1について、毎年3月末、9月末時点の状況を各事業所から集約の上、それぞれ4月中旬、10月中旬までに提出願います。
- (4) 経営改善計画書を提出した事業所に対して、当該経営改善計画書等を事業所のホームページに公表するよう引き続き指導願います。

また、事業所のホームページにおいて、当該経営改善計画書等を公表した場合には、速やかに公表した日付けを当課まで連絡願います。

〔 事業指導グループ 〕
〔 社会参加グループ 〕

指定就労継続支援A型事業所における経営改善計画書の取扱いについて

平成30年3月20日

施設運営指導課事業指導G

平成29年4月1日に改正施行された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第192条第2項（以下「指定基準」という。）では、指定就労継続支援A型事業所は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う金額の総額以上となるようにしなければならないこととされ、その具体的な取扱いについて示された「指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」（平成29年3月30日、障障発0330第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「平成29年通知」という。）に基づき、指定基準を満たしていない事業者に対し、経営改善計画書（以下「計画書」という。）の提出を求めたところですが、先般、「指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い（平成30年3月2日付け、障障発0302第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「平成30年通知」という。）により、計画書を作成させることができる要件等が追加されました。

つきましては、計画書の作成等による就労継続支援A型事業所指導の取扱いについて、次のとおり整理したので、適切な運用をお願いします。

記

I 取扱いに係るフロー図

別紙 就労継続支援A型事業所の経営改善計画書の作成等のフロー図のとおり

II 指導における取扱い

1 指定基準に従った適切な事業を行っていることが確認されている事業者

直近の決算時期で、指定基準を満たさなくなった場合、すみやかに、経営改善計画書を提出してください。（各総合振興局（振興局）から各事業所への当課の通知文を送付の際、各総合振興局（振興局）から各事業所への通知へも記載ください）

また、定例の実地指導で運営状況を確認し、指定基準違反が確認された場合は、計画書の提出を指示すること。指示に従わない場合又は平成29年6月8日付け施運第263号による就労継続支援A型事業所状況調査票の記載内容に虚偽が確認された場合には、監査を実施し、勧告、命令等の措置を講じて、以降は次項2により措置すること。

2 指定基準に従った適切な運営内容を行っていないことが確認されている事業者

（1）計画書の提出があった事業者

平成29年通知1（2）の「事業者が計画書を作成した場合」及び平成30年通知1に従って対応すること。

なお、2年間の経営改善計画の後、更なる計画書の作成をさせることができる場合は、平成30年通知の1以下のいずれかの条件を満たす場合、もしくは、条件に至らなかったやむを得ない事情や経営改善に取り組む方向性が確認された場合とする。

(基本の条件)

- ① 経営改善計画期間中に生産活動に係る事業の収入額が増加している又は生産活動に係る事業に必要な経費が減少しており、収益改善が認められる
- ② 利用者の平均労働時間が長くなっている
- ③ 利用者に支払う賃金総額が増えている

(やむを得ない事情の例)

- ① 取引先の倒産などによる多額の未収金があれば収入額が増加して収益改善が見込まれたもの
- ② 農林水産物などの原材料が、天候不順などで著しく高騰しなければ経費が減少して収益改善が見込まれたもの

(経営改善に取り組む方向性の例)

- ① 計画書に計上されていない新たな取引先との契約により、次の計画において収益改善が認められるもの
- ② 計画書に計上されていない事業の追加や転換により、次の計画において収益改善が認められるもの

(2) 計画書の提出がない事業者

期限を定めて提出を求め、提出があった場合は上記2(1)に従って対応し、なお提出がない場合は監査を実施し、勧告、命令等の措置を講じること。

(3) 指定基準を満たすに至った事業者

上記の1に従って対応すること

3 実地指導について

(1) 平成29年4月以降に新規指定を受けた事業所については、指定後の半年経過後の実地指導で実態を確認し、指定基準違反の状態であった場合は、計画書の提出を指示すること。以降は、上記1及び2に従って対応すること。

(2) 定例の実地指導が経営改善計画期間中の事業所である場合は、計画書に基づく取組みの状況確認を行い、改善程度がわずかであったり、その過程が不透明であるなど、事業所運営に疑義が生じる場合や計画書の記載内容に虚偽がある場合には、監査を実施し、勧告、命令等の措置を講じること。

(3) 事業者からの相談を受けたり、実地指導の際に、平成30年度通知により、道（障がい者保健福祉課）との包括連携協定に基づき実施する授産製品販売イベントや「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（北海道障がい者条例）」に基づき指定した法人による就労支援業務（個別経営相談、技術指導、共同受注システム、工賃向上計画策定・実現ノウハウ集等）を紹介するなど
のアドバイスを行うこと。

・第3期指定法人

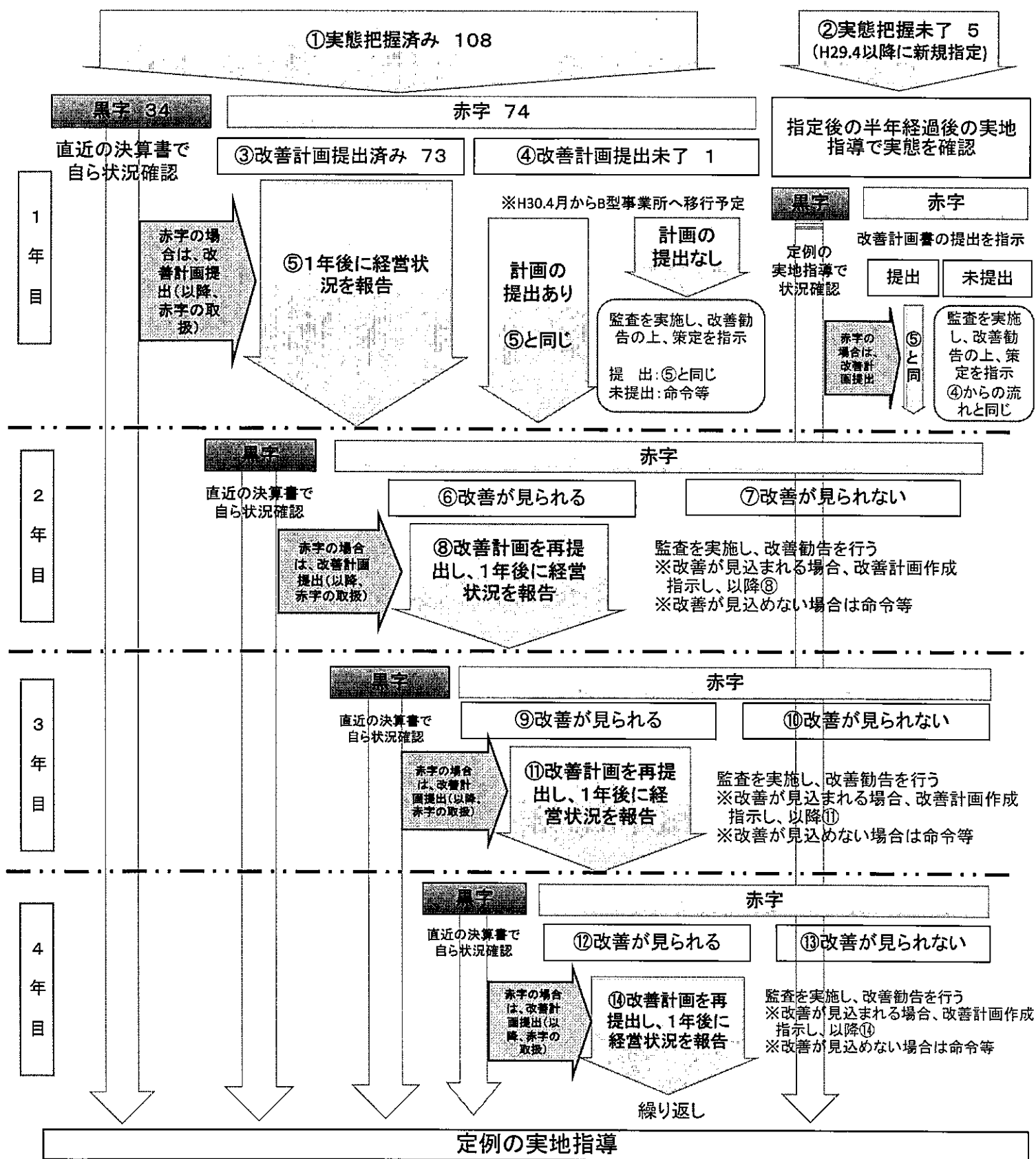
社会福祉法人北海道社会福祉協議会 北海道障がい者就労支援センター

住所 〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目かでの2・7

電話 011-241-3982

HP <http://www.shougai-syuurou.jp/index.php>

就労継続支援A型事業所の経営改善計画書の作成等のフロー図



- ① 赤字とは、生産活動に係る事業の単年度収支によるものとするが、工賃変動積立金などから補填する会計処理が確立されており、自立支援給付費による赤字補填が行われていない場合は、黒字収支として取扱う。
- ② 黒字とされていた事業所が、自ら確認を行い赤字となった場合は、経営改善計画書の提出をするよう指示する。
- ③ 定例の実地指導において、経営改善計画期間中の事業所の状況確認を行い、改善程度がわずかであったり、その過程が不透明であるなど、事業所運営に疑義が生じる場合や経営改善計画書の記載内容に虚偽がある場合には、監査を実施し、勧告、命令等の措置を講じること。

※ 黒字 生産活動に係る事業の収入から必要な経費を控除した額が、利用者に支払う金額以上

※ 赤字 生産活動に係る事業の収入から必要な経費を控除した額が、利用者に支払う金額に満たない

【指定就労継続支援 A 型事業所 経営改善計画書と結果】

事業所名称					代表者指名		
事業所所在地							
連絡先	電話番号				FAX番号		
職員数		定員		利用者数	(うち身体 知的 精神 その他)		
事業所の設置主体	社会福祉法人 ・ 民間企業 ・ NPO法人 ・ その他				設立年月日		
改善計画期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (1年間とすること)						

1 具体的改善策と結果

(詳細かつ具体的に記載すること)

(具体的改善策)	(結果)

2 計画期間を通じて実施する事業内容と結果

計画期間を通じて実施する事業内容	計画期間を通じて実施した事業内容

(※) 事業内容には、生産活動の内容、対象顧客、市場動向、競合相手の動向、改善後の事業内容に主に従事する者の数や属性(どのような資格、経験等を持った者が担当するか等)について詳細に記載すること

3 計画期間を通じて達成する事業収入目標額(1年間の額を記載)と結果

計画期間を通じて達成すべき目標収入額	計画期間を通じて達成した収入額
円	円
(積算根拠)	(主な費目)

(注) 目標収入額は、「平均利用者数×平均労働時間×最低賃金額×平均利用日数×12か月」以上の額でなければならない。

4 計画期間を通じて達成する必要経費の見込額(1年間の経費を記載)と結果

計画期間を通じて見込まれる経費	計画期間を通じた経費
円	円
(積算根拠)	(主な費目)

5 生産活動に係る事業の収入－生産活動に伴う必要経費(見込みと結果)

計画期間後の「収入－経費」(見込み)	計画期間後の「収入－経費」(結果)
円	円

6 計画期間後の利用者の総賃金額(見込みと結果)

計画期間後の支払い総賃金額(見込み)	計画期間後の支払い総賃金額(結果)
円	円
(積算根拠)	(積算根拠)

7 5の結果から6の結果を引いた額

8 工賃変動積立金など(7がマイナスの場合に補填できる積立金の額)

円	円
---	---

※ 8の工賃変動積立金などがある場合は、その積立額を確認できる書類を添付してください。

事業所代表者署名欄

印

※ 社会福祉法人会計基準に基づく会計書類等、上記5、6の計画期間後の収入と経費、総賃金額が確認できる書類を添付してください。

事 務 連 絡
平成 3 1 年 1 月 9 日

各総合振興局（振興局）
保健環境部社会福祉課長 様

保健福祉部福祉局施設運営指導課長
障がい者保健福祉課長

指定就労継続支援 A 型事業所における適正な運営に向けた取扱いについて

このことについて、経営改善計画書についての道としての取扱いを平成 3 0 年 3 月 2 0 日付け施運第 9 5 1 号で通知したところですが、平成 3 0 年度においても、基準違反となる事業所が多く、各総合振興局（振興局）において、改善の見込みを検討した結果、直ちに基準を遵守することは困難であるが、改善が見込まれるとして更に 1 年間の経営改善計画の作成を認めている事業所が多くなっております。

これらの経営改善計画書の提出が必要な事業所に対し、今後とも、実地指導等により、経営改善に取り組むよう指導し、改善がされない場合は、監査を行い経営状況や改善の見通しなどにより行政処分を検討することとなります。

そのため、事業所の経営動向をよりの確に把握し、指導につなげるため、別添の経営状況確認票を記載していただくこととしました。

つきましては、期日までに記載の上、提出いただくとともに、提出後は、この確認票を適宜更新し、各事業者が適切に事業運営できるようご指導いただきますようお願いいたします。

記

1 送付資料

- (1) 指定就労継続支援 A 型事業所 経営状況確認票
- (2) 経営改善計画書提出状況等調べ

2 提出期限

- 1 (1) の「指定就労継続支援 A 型事業所 経営状況確認票」について、平成 3 1 年 2 月 1 日（金）までに提出いただくようお願いします。

3 留意事項

- (1) 1 (1) の「指定就労継続支援 A 型事業所 経営状況確認票」については、今回提出していただいた後は、適宜、修正の上、今後の指導の際に活用願います。
- (2) 2 (2) の「経営改善計画書提出状況等調べ」については、今回、直近のものを添付しておりますが、引き続き、実態把握中の事業所について、実態を把握した場合、随時、情報提供いただくようお願いします。

〔 事業指導グループ 〕
〔 社会参加グループ 〕

指定就労継続支援A型事業所 経営状況確認票

〇〇総合振興局

整理番号 1

1 所在地町村名	〇〇市	2 住所	〇〇市〇条〇丁目 〇〇ビル〇F
3 事業所の経営主体	〇〇法人	4 事業所名称	〇〇
5 設立年月日	〇年〇月〇日	6 定員	〇名
7 生産活動内容	〇〇販売 〇〇社からの〇〇〇の請負業務		
8 確認時期(年月)	H29.6	H30.7	
9 確認方法(状況調査票、実地指導、監査、改善計画案提出、その他)	状況調査票	改善計画案提出	
10 把握結果(基準省令第192条第2項違反の有無、又は未確認)	違反あり	違反あり	
11 実態把握	生産活動収入額【A】	5,000,000	4,500,000
12	生産活動必要経費【B】	500,000	400,000
13	生産活動収支【C=A-B】	4,500,000	4,100,000
14	利用者資金総額【D】	5,500,000	5,500,000
15	生産活動収支-利用者資金総額【C-D】(マイナスは、基準違反)	-1,000,000	-1,400,000
16	計画書の提出	提出済み	
17	改善計画実施期間	平成29年7月～平成30年6月	平成30年7月～平成31年6月
18 経営改善計画書(10で違反ありのみ)	①販路拡大のために〇〇の実施 ②〇〇の利用による経費節減	①販路拡大のために道の支援策の活用	
19	改善策による効果見込み	①販路拡大 ②経費節減	
20 改善策の作成者	自ら作成	外部有識者として経営アドバイザーへ依頼	
21 道の支援	無	無	
22 策活用の有無	無	無	
23	授産製品販売会	無	
24 実地指導日(9欄記載時)	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	
25 監査日(9欄記載時)	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	
26 事業所指導の今後の方向性	・販路開拓見込みあり収益増見込みで指導継続。 ・受注構造がなく、経営相談への指導にも応じないため、指定取消しを視野。		

※ この列を適宜、右方向へコピーして利用



指定法人制度

1 概要

北海道障がい者条例に基づき、障がい者の就労を支援する施策を推進する業務を実施する法人を指定し、授産事業の経営改善や受注拡大等の工賃向上に向けた各種取組を推進

2 主な業務

(1) 工賃向上計画の策定・推進事業

「工賃向上計画」策定事業所等に対し、専門家等を派遣するなどして、経営相談・技術指導等を実施。

① 個別経営相談

企業経営に関して専門的な知識を有する中小企業診断士等を派遣するなどし、相談を希望する対象事業所に対し、個別経営相談等による継続的な支援を実施。

② 経営・技術指導

企業経営やマーケティング等に関する実務経験や専門知識を有する者を講師として、授産事業所のニーズに対応した講習等を実施。

(2) 授産事業所間の連携・共同化

授産事業所の販路の確保・拡大や新規事業の検討、事業改善を図るため、複数の授産事業所間による連携・共同化に向けた授産事業所へのアドバイスや業務の調整等を実施。

① 授産事業所間連携・共同化の促進

授産事業所間による事業の連携・共同化の取組について実態を把握するとともに、アドバイザー等を派遣し、取組事例を活用するなどして、複数の授産事業所間同士による業務形態の確認・分析や新規事業の開拓及び作業効率改善等について検討を行う。

(3) 市場調査・商品開発事業

魅力ある製品づくりと質の高いサービスの提供を行うため、市場調査及び商品開発に関する取組を実施。

① ニーズ調査及び商品評価

テスト販売やサンプル等によるモニタリング調査等の方法による企業等のニーズの把握と授産事業所への情報提供を行う。

② 商品開発等に関する研修

授産事業所のニーズを踏まえ、専門知識を有する者を講師として選定して、商品開発やサービス技術向上に関する研修会等を開催する。

(4) マッチングサポート事業

授産事業所の製品・サービスの受注拡大を図るため、授産事業所と企業等とのビジネスマッチングに関するサポートを行う。

① 共同受注システムの運営

- ・専用ホームページ（共同受注システム）の構築・運営
- ・授産事業所の製品・役務情報と企業の発注情報等を掲載
- ・企業等からの発注に対して、受注対応可能な事業所を調整
- ・一つの事業所に限らず複数の事業所による受注対応についても調整
- ・授産事業所間同士による原材料の共同購入等、授産事業所間連携の調整

② 専門コーディネーターの配置

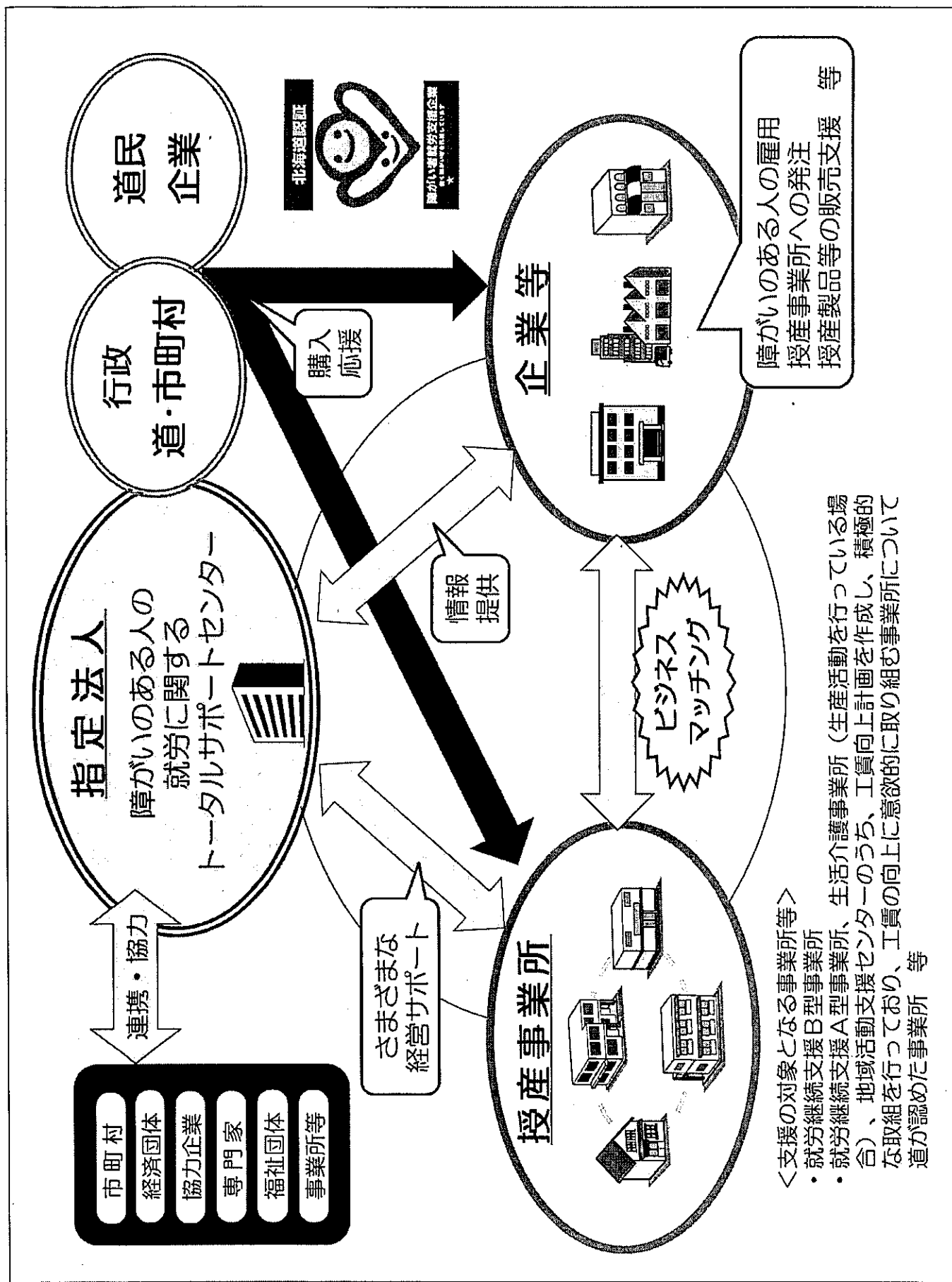
企業等（発注）と授産事業所（受注）のマッチングをコーディネートするほか、企業や授産事業所へのニーズ調査や情報提供等の営業活動を実施。

③ 多様な販路の確保

- ・一般市場での流通拡大を図るため、道内外で開催される商談会や物産展等、イベント販売への参加
- ・商品のプレゼンテーションや商談交渉等のスキル向上を図るための研修会等を実施

(5) アクション及び企業認証制度の普及・啓発事業

企業等による障がい者就労支援に対する理解と取組を促進するため、「障がい者就労支援の輪を広げる取組～一人1アクション」及び「障がい者就労支援企業認証制度」の普及・啓発を行う。



マッチング事業「企業の仕事を授産事業所につなぐ「共同受注システム」」

■「共同受注システム」の運営

企業による授産事業所への仕事の発注をスムーズに進めるため、共同受注システムによるマッチング事業を実施

◎経営のプロであるコーディネーターを配置

- ・企業からの発注相談などに対応し、企業ニーズに応じた授産事業所を紹介

◎専用ホームページ「ナイスハートネット北海道」を開設

- ・授産事業所が提供できる製品やサービスに関する情報提供
- ・企業のニーズに応じた地域別、製品・サービス別の検索・受注機能

「社会貢献」企業イメージUP
外注化によるコスト削減

企業等



指 定 人

共同受注システム

専門コーディネーター



ビジネス
マッチング

授産事業所



事業の共同化による質の向上
営業力UPと宣伝効果

マッチング事業の
営業力強化

■地域企業への情報提供
(製品の売り込み等)

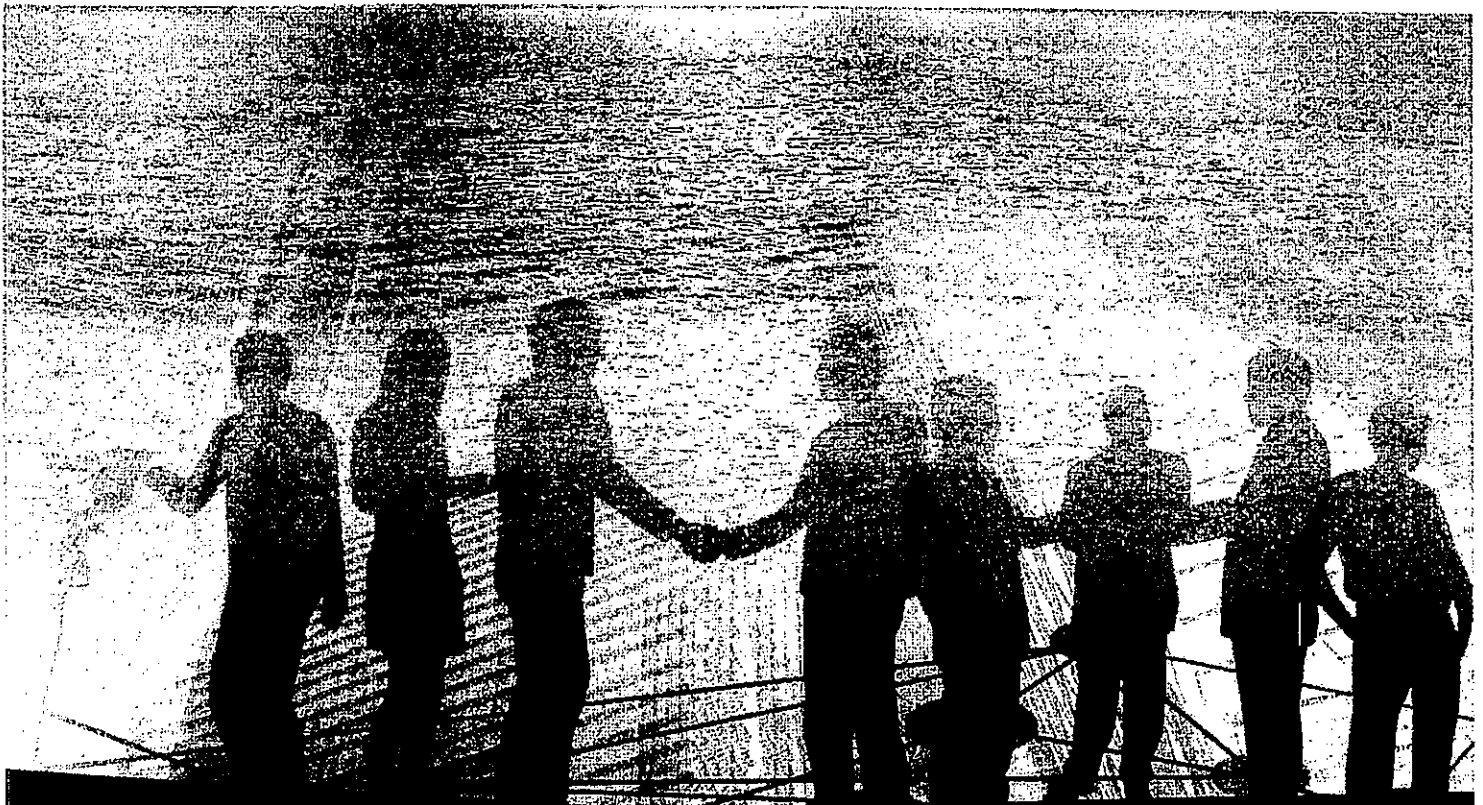
拠点
地域スタッフ

■地域でのニーズ収集
(企業、授産事業所等)

共同受注・作業、
仕入れに対応

令和2年度厚生労働省委託事業

就労継続支援 A 型 経営改善ガイドライン



就労継続支援事業所における工賃・賃金の向上に向けた支援体制構築に係る調査研究事業

就労継続支援 A 型
経営改善ガイドライン

目次

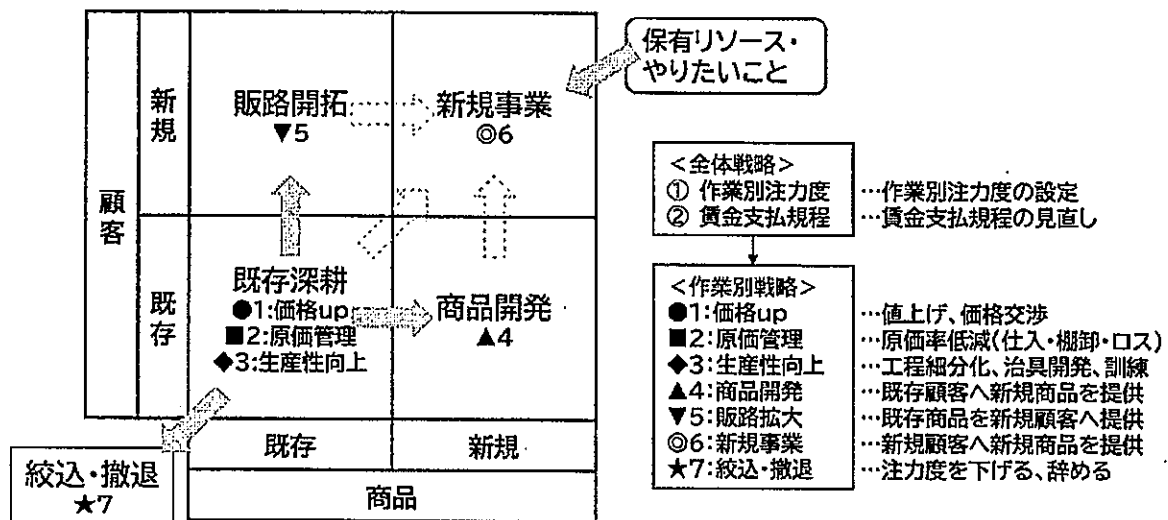
7つの基本戦略	4
1) 7つの基本戦略	
2) 全体の流れ	
3) 基礎調査仕様	
4) 生産活動収支≧賃金事業所の特徴	
 はじめに	 8
戦略一覧表	
 事例紹介	 11
 事例①ステップアップ	 12
法人名称「価格UP」	
 事例②ワンルーチェ	 16
特定非営利活動法人にじのかけ橋「商品開発」	
 事例③サポートファームあさひ	 20
合同会社あさひ「顧客獲得」	
 事例④南高愛隣会	 24
法人名称「原価管理」	
 事例⑤ラボリ	 28
合同会社ラボリ「生産性向上」	
 事例⑥就労支援なごみトライズ	 32
株式会社なごみトライズ「新規事業」	
 事例⑦ジョブロジック・ファクトリー	 36
株式会社ジョブロジック「絞り込み・撤退」	

賃金向上設計書	ワークシート	41
①作業別収支		42
簡易内容説明		
②利用者の働き方		44
簡易内容説明		
③BEP & 戦略方向性		46
簡易内容説明		
④事業シナリオ		48
簡易内容説明		
⑤個別支援計画		50
簡易内容説明		
⑥行動計画		52
簡易内容説明		
まとめ		54

1) 7つの基本戦略

就労継続支援 A・B 型に限らず、事業経営においては、基本戦略は 7 つあります。各企業は、基本戦略を決め、または戦略を組み合わせ、並行実施することによって、実業を運営しています。

【全体戦略 / 作業別戦略】

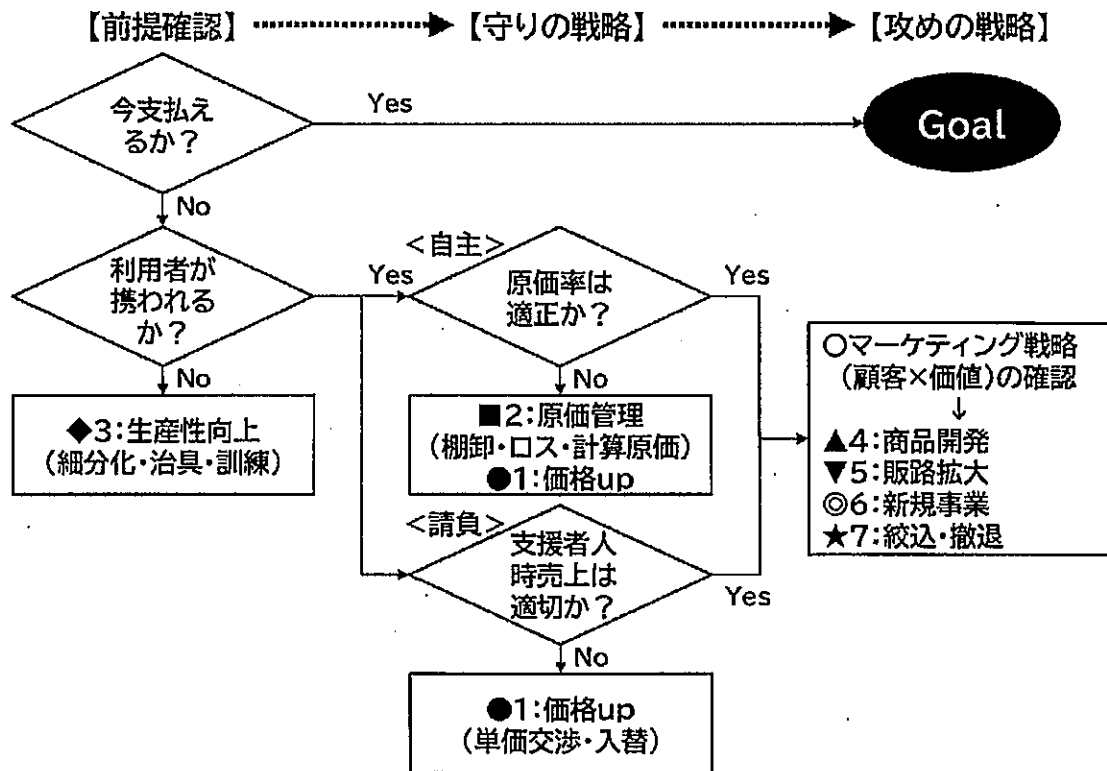


本事例集では、基本戦略別に、7つの事例をまとめています

2) 戦略決定の順序

また、基本戦略の決め方には順序があります。

【基本戦略設定の流れ】



①まず「前提確認」をします。

まずは、「利用者が携われているか?」です。

就労継続支援 A 型は「利用者の方が訓練をして成長すること」を支援して、訓練等給付を得ています。

利用者ができないので、支援者が何とか頑張っていることは致し方ない時もありますが、その状態が定常化してしまうのはよくありません。よって「3:生産性向上」に着手します。具体的には、工程を細分化し、利用者の方が携わることができるように治具開発ないしは訓練を実施します。

②続いて「守りの戦略」を確認します。

自主事業の場合は「原価率は適正か？」を確認します。

原価率が高いと、いくら売上を上げたとしても、利益が残らず、結果、賃金支払の原資が確保できない、という「忙しくなるだけ」状態に陥ってしまいます。ここで、正確な原価を簡単に把握できるように、棚卸の実施・ロスの計上・現状の計算原価を整理する「2：原価管理」をします。

また原価率は、原価を下げるだけでなく、価格を上げることで低減できます。よって、計算原価から適正な価格設定になっているかを確認し「1：価格 up」をします。

請負事業の場合は「支援者生産性は適正か？」を確認します。

具体的には「支援者人時売上」という指標を使います。これは、支援者の方が1時間取り組んだ時に得られる売上、のことです。請負単価は「1個〇円」という提示方法が多いですが、このままでは単価の判断はできず、支援者人時売上に換算しなければなりません。

全ての請負内容について、支援者人時売上換算をし、自事業所の基準金額を満たしていない場合は「1：価格 up」（単価交渉）をします。

③そして最後に「攻めの戦略」を決定します。

マーケティング戦略（ターゲット顧客×提供価値）を確認し、過去の実績や今後の可能性、自事業所の強みやネットワーク等を分析した上で、既存の延長線上で取り組む「4：商品開発」「5：販路開拓」や、新たな「6：新規事業」に取り組めます。

また、経営資源や時間は有限です。よって継続しても見込みが少ない作業については「7：絞り込み・撤退」を選択することも重要な意思決定です。

この①前提確認→②守りの戦略→③攻めの戦略の順に取り組まず、いきなり③攻めの戦略に取り組んでも、ほとんど効果は得られません。①前提確認および②守りの戦略を経て、生産活動収支＝賃金の支払い原資が確保できる状態にしてから③攻めの戦略を選択しましょう。